

第3期甲賀市教育振興基本計画

平成31年(2019年)4月

甲賀市教育委員会

はじめに

第3期甲賀市教育振興基本計画は、教育基本法の理念に基づき策定した前計画を継承し、「第2次甲賀市総合計画」の教育分野に対応した計画として、また平成29年策定の甲賀市教育の根本を定めた「甲賀市教育大綱」を具現化するため、平成31年度から5年間の計画として策定しました。

近年、本格的な人口減少が到来し、少子高齢社会が確実に進行しています。さらに経済・社会のグローバル化と情報化の進展など私たちを取り巻く環境は早いスピードで変化してきました。また、大規模な地震災害の発生や水害・土砂災害の恐れ、異常気象への対応など新たな課題に直面しています。

こうした中、「人生100年」を見据えた学びへの取り組みやこれからの未来社会の姿として「Society(ソサエティ)5.0」が提唱されています。これは、人がAIと共存しながら人間の知恵により一人ひとりが、より快適で活躍できる社会であり、私たちには、自らがこのような社会を生き抜く力を備えること、また生き抜いていく人材を育てることが求められています。

学校教育においても「生きる力」の育成や「思考力、判断力、表現力」の育成、さらに主体的・対話的で深い学びの実践、道徳や小学校外国語（英語）の教科化、プログラミング学習の開始など教育内容等が時代の流れやニーズによって変化してきました。

本計画においては、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化を守りながら、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針に据え、幼児教育、学校教育、社会教育、文化スポーツ、歴史文化財、人権教育などあらゆる部門において教育施策の柱ごとにその現状を分析し、課題を見つけ、今後5年間に進める主な取り組みを具体的に明記しました。

甲賀市では、時代の変化に対応できる活力があるまち、市民一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちの実現のため、「オール甲賀」でまちづくりを進めています。甲賀市教育委員会においても、教育の実践における日々の丁寧な積み重ねの先に市民の「しあわせ」があることを信じ、この計画を着実に推進します。

平成31年（2019年）4月

甲賀市教育委員会

<目次>

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格（位置づけ）	1
3. 計画の期間	4
4. 計画で取り扱う「教育」の範囲	4

第2章 甲賀市がめざす教育の姿

甲賀市をめぐる現況	5
甲賀市の教育大綱	7
1. 教育方針	7
たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる	
2. 教育目標	8
（1）ともに学び　ともに育ち　ともに生きる	
（2）豊かな心と健やかな体を育む	
（3）郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる	
3. 教育施策の柱	9

第3章 甲賀市の教育をめぐる現状・課題と今後5年間に取り組む教育施策

教育施策の体系	11
1. 乳幼児保育・教育の充実	13
2. 家庭教育の充実	19
3. 地域の子育て力の向上	21
4. 学校教育の充実	25
5. 教育環境の充実	37
6. 青少年の健全育成	57
7. 生涯学習環境の充実	67
8. 文化芸術の振興	71
9. スポーツの振興	75
10. 文化財調査と保護	79
11. 文化財等の活用	83
12. 道德教育の推進	87
13. 人権教育の推進	91
14. 安全教育の充実	95
15. 学校・園における防災教育の推進	97

第4章 計画を推進するために

1. 教育委員会機能の充実	99
2. 関係者の役割分担と連携協力	100
3. 市民の意見等の把握と反映	101
4. 進捗状況の点検と評価	102
5. 計画の見直しと新たな課題への対応	103
6. 安全管理に対する取り組み	103



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、平成18年（2006年）12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めることと規定されており、また同条第2項において、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じて各地方公共団体が教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本計画は、この教育基本法の理念に基づき、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、社会情勢や本市の実情にあった課題とあわせ、本市がめざす教育の推進に向けて「第3期甲賀市教育振興基本計画」を策定するものです。

＜教育基本法（抜粋）＞

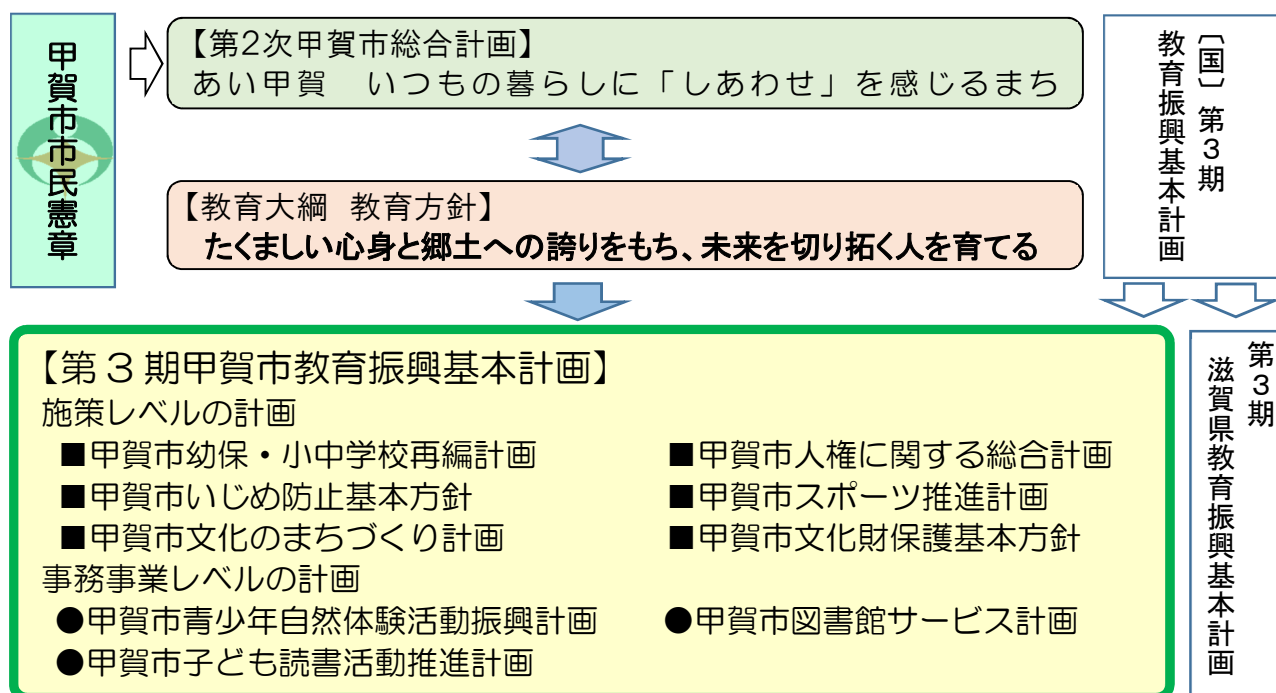
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の性格（位置づけ）

- (1) 教育基本法第17条第1項に基づく「教育振興基本計画」を参酌した計画
- (2) 最上位計画である「第2次甲賀市総合計画」に対応した教育分野に関する主要施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画
- (3) 甲賀市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定めた「甲賀市教育大綱」を具現化するための計画





国の第3期教育振興基本計画

教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を踏まえた教育政策のあり方を示しています。

◆個人と社会のめざすべき姿

個人においては、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していく。

社会では、全ての人がもつ可能性を開花させ、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展をめざす。

◆教育政策の重点事項

- 「超スマート社会（Society5.0）^[1]」の実現に向けた技術革新が進展する中「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要。
- 教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む。

◆教育政策に関する基本的な方針

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える。
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
5. 教育政策推進のための基盤を整備する。

◆教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
2. 教育投資のあり方
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造
 - ・超スマート社会（Society5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校のあり方など、未来志向の研究開発を不断に推進
 - ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
 - ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取り組みを推進

^[1] **Society5.0**: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会をさすもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された



滋賀県の第3期教育振興基本計画（原案）

国の第3期教育振興基本計画を参酌し、平成31年度（2019年度）から5年間を計画期間とした第3期滋賀県教育振興基本計画を策定中であり、その概要は次のとおりです。

◆基本目標とサブテーマ

○教育の基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

急速な社会情勢の変化の中で遭遇するこれまでに経験したことのない課題を、たくましさとその中に優しさを持ちながら解決し、未来を拓き、よりよい社会を築いていける人づくりをめざすものであり、これまでの基本目標を引き継ぎ、「夢と生きる力」を育みます。

○サブテーマ：人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育

「人と人」、「人と地域」とのつながりを深め、お互いに助け合い、支え合いながら、「共に生きる」ことを大切にする滋賀の教育を進めます。

◆基本目標の達成に向けた基本的考え方

○「滋賀らしさを生かした学び」を大切にします。

ふるさと滋賀に誇りや愛着を持ち、自らも地域社会に貢献しようとする心を育みます。

<滋賀ならではの学び>

- ・豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ等）を大切にする学び
- ・多彩な歴史・文化（文化財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学び
- ・地域、企業等と連携した学び

<近江の心>

- ・先人たちの教えを引継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心
近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心

○人生100年を見据えた学びの中で、「人と人」、「人と地域」が共に連携し、地域への誇りや愛着を深めていきます。

◆教育施策の方向性

3つの柱を設け、施策の総合的な推進を図ります。

柱1．子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、教職員の教育力を高め、多様なニーズに対応する教育を進め、情報活用能力の育成や滋賀ならではの本物体験等の学びを進めます。

柱2．社会全体で支え合い、子どもを育む

家庭や地域がもつ教育力の向上に取り組み、地域の宝、滋賀の宝である子どもたちを、学校だけでなく家庭、地域、企業など社会全体で支え合いながら育てていきます。

柱3．すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

人生100年を見据え、豊かな人生を送るためには、主に学校教育を終えた人たちが自発的に学び、自己能力を高める「生涯学習」の取り組みを推進します。



3. 計画の期間

本計画は、平成29年（2017年）12月策定の「甲賀市教育大綱」に掲げる「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし平成31年（2019年）4月から5年間に取り組むべき施策を示します。

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
総合計画	計画期間：12年間 平成29(2017)年度から平成40(2028)年度											
基本計画	第1期 計画期間：4年間				第2期 計画期間：4年間				第3期 計画期間：4年間			
教育大綱	計画期間：なし 平成29(2017)年度から											
教育振興 基本計画	後期計画		第3期 計画期間：5年間 平成31(2019)年度から 平成35(2023)年度					第4期 計画期間：5年間 平成36(2024)年度から 平成40(2028)年度				

4. 計画で取り扱う「教育」の範囲

- (1) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育も含みます。
- (2) 教育施策を実施する部局にかかわらず、本市における教育分野に関する施策を含みます。
- (3) 家庭教育、就学前教育、学校教育及び社会教育の全ての場所を含みます。ただし、県立・私立の保育園、幼稚園、認定こども園、学校、専修学校、各種学校で行われる教育内容等については、各園・学校の独立性を尊重して、本計画では含まないこととします。



第2章 甲賀市がめざす教育の姿

甲賀市をめぐる現況

本市の総面積は481.62平方キロメートル、人口91,104人（平成30年（2018年）9月末現在）です。

本市の人口は、平成20年（2008年）9月末現在の95,956人をピークに減少に転じ、総人口に占める14歳以下の人口（年少人口）は、平成20年（2008年）の15.0%から平成30年（2018年）には13.0%へと、15歳から64歳の生産年齢人口は、64.3%から59.9%へと減少し、一方では、65歳以上の人口（高齢者人口）は、20.7%から26.9%と増加しています。このことは、全国的な傾向と同様であり、本市においても少子・高齢化、生産年齢人口の減少が確実に進んでいます。また、外国人人口3,174人（平成30年（2018年）9月末現在）で定住化も進んでいます。

広大な面積を有する本市においては過疎化や高齢化が進んでいる地域もあり、学校規模においては800人に近い大規模校から、10人程度の小規模校まで様々です。

このような中、平成27年（2015年）3月に「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」を策定し、地域の皆様と共に子どもたちのより良い保育・教育環境について協議をしています。

地理的には、東に鈴鹿山系を望む丘陵地で、野洲川、杣川、大戸川沿いに平野が広がり、面積の約80%が森林と農地という、豊かな自然に恵まれた地域であり、琵琶湖の水源涵養や水質保全に重要な役割を担っています。

その恵まれた生活環境から生み出された歴史文化面では、伊勢神宮に向かう斎王（さいおう）の仮宮として設置された「国史跡垂水斎王頓宮跡」（たるみさいおうとんぐうあと）や、聖武天皇が造営し、短期間ですが首都となった「国史跡紫香楽宮跡」（しがらきのみやあと）、中世、甲賀衆たちの独自の地域連合を象徴する遺跡群である「国史跡甲賀郡

◆人口推移

年次	人口（人）			
	総数	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	高齢者人口 65歳以上
2008年	95,956	14,365	61,705	19,886
2009年	95,450	14,154	61,052	20,244
2010年	94,771	13,862	60,495	20,414
2011年	94,353	13,602	60,344	20,407
2012年	94,023	13,436	59,618	20,969
2013年	93,440	13,245	58,495	21,700
2014年	92,911	12,869	57,427	22,615
2015年	92,410	12,658	56,524	23,228
2016年	91,867	12,389	55,731	23,747
2017年	91,415	12,111	55,176	24,128
2018年	91,104	11,917	54,661	24,526

〔出典：人口統計（9月末人口）〕



中惣^[2]遺跡群」(こうかぐんちゅうそういせきぐん)、豊臣秀吉の命により築城された「国史跡水口岡山城跡」、近世の東海道の宿場町である「土山宿」や宿場と水口城の城下が一体となった「水口宿」など、それぞれ時代の特徴を示した歴史遺産があります。

また、仏教美術を中心に県内でも有数の内容や件数を誇る豊富な文化財をはじめ、日本遺産として認定された「忍者」、「六古窯」のひとつである信楽焼など先人から引き継いだ地域色豊かな歴史が今もいきづいています。

さらに、交通の軸としては、国道1号が東西に横断し、国道307号が南北に縦断しています。これに加えて、平成20年(2008年)に新名神高速道路が開通し、市内3つのインターチェンジが供用開始されたことで、近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の要衝として、重要性がさらに高まりました。その利便性から多くの企業が進出、住宅団地も数多く造成され内陸工業地として発展をとげています。

このように本市は、豊かな自然と多くの貴重な文化、歴史的財産に包まれ、中世から自治を重んじる、地域間のつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

これらを踏まえ、恵まれた自然環境や社会資源を存分に活かすとともに、本市の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、甲賀ならではの教育施策を総合的に推進しています。

◆ 日本遺産

「日本遺産」とは、地域に点在する文化財や伝統などを関連づけたストーリー(物語)を文化庁が認定する制度。魅力ある様々な文化財を、地域が中心となって整備・活用することで、国内外の観光客を増やしたり、地域の活性化に役立てたりしようとするものです。平成29年(2017年)4月に「忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—」と、信楽焼を含む「きっと恋する六古窯—日本生まれ日本育ちのやきもの産地—」が日本遺産に認定されました。



<信楽焼しのぎ大壺 高橋春斎作>



<万川集海(ばんせんしゅうかい)>
(忍書・個人蔵)

[2] 甲賀郡中惣:戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、村の意思決定は合議制で定める民主的な体制



甲賀市の教育大綱

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りをもちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいらがらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力^[3]を育む教育が必要です。

これらを踏まえ、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、本市の教育施策を総合的に推進していきます。

[3] **生きる力**: 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力



2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び ともに育ち ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力^[4]」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT^[5]教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身に付けた人を育てます。

^[4] **確かな学力**:知識・技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

^[5] **ICT**:「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、様々な形状のコンピュータを活用した情報処理や通信技術の総称



3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 乳幼児保育・教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・親子の育ちにつながる家庭教育力の向上
 - ・家庭教育支援事業の推進
- (3) 地域の子育て力の向上
 - ・育ちをつなぐ家庭・園・地域・関係機関、小学校の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・いじめ対策への取り組み強化
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・I C T機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・スクールソーシャルワーカー^[6]や訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実
 - ・薬物・非行等の未然防止活動の展開
 - ・生きる力を育む自然体験活動の推進

[6] スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家



生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり
- (2) 文化芸術の振興
 - ・文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援
 - ・文化・芸術・芸能の環境整備
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
 - ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

道徳教育

- ・豊かな心と感性を育む教育の推進
- ・人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成

人権教育

- ・いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全・防災教育

- (1) 安全教育の充実
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実
- (2) 学校・園における防災教育の推進
 - ・災害に適切に対応できる能力の育成



第3章 甲賀市の教育をめぐる現状・課題と今後5年間に取り組む教育施策

この章では、現状、課題と今後5年間に進める主な取り組みについて教育施策の柱に沿って、総合的かつ体系的に掲げます。

教育施策の体系

以下の施策体系に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に推進します。

教育方針	たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる
教育目標	1. とともに学び とともに育ち とともに生きる 2. 豊かな心と健やかな体を育む 3. 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる
教育施策の柱	教育施策
A 子ども・子育て	
(1)乳幼児保育・教育の充実	① 保育教育課程に基づいた保育・教育の充実 ② 学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進 ③ 安心安全な保育・教育環境の整備
(2)家庭教育の充実	① 親子の育ちにつながる家庭教育力の向上 ② 家庭教育支援事業の推進
(3)地域の子育て力の向上	① 育ちをつなぐ家庭・園・地域・関係機関、小学校の連携・協力 ② 地域の人々との交流と支援
B 学校教育・青少年の健全育成	
(1)学校教育の充実	① 児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成 ② グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成 ③ 小中連携・一貫教育の推進 ④ いじめ対策への取り組み強化 ⑤ 地域学の推進と特色ある学校づくり
(2)教育環境の充実	① 将来を見据えた適正な学校教育環境の整備 ② ICT機器の導入等教育設備の充実 ③ 安全・安心な学校給食の提供 ④ 教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進 ⑤ 教職員の働きやすい環境づくり ⑥ スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実
(3)青少年の健全育成	① 一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実 ② 薬物・非行等の未然防止活動の展開 ③ 生きる力を育む自然体験活動の推進



C 生涯学習・文化・スポーツ	
(1)生涯学習環境の充実	① いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実 ② 子どものときから本に親しむことができる環境づくり
(2)文化芸術の振興	① 文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援 ② 文化・芸術・芸能の環境整備
(3)スポーツの振興	① だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり ② スポーツ振興のための施設整備と指導者育成
D 歴史・文化財	
(1)文化財調査と保護	① 文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
(2)文化財等の活用	① 市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信
E 道徳教育	
(1)道徳教育の推進	① 豊かな心と感性を育む教育の推進 ② 人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成
F 人権教育	
(1)人権教育の推進	① いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進 ② あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成
G 安全・防災教育	
(1)安全教育の充実	① 安全対策の啓発や安全指導の充実
(2)学校・園における防災教育の推進	① 災害に適切に対応できる能力の育成



教育施策
の柱

A 子ども・子育て

(1) 乳幼児保育・教育の充実

① 保育教育課程に基づいた保育・教育の充実

現状

保育園・幼稚園・認定こども園（以下「園」という。）において、乳幼児期の保育及び教育は人格形成の基盤づくりであることから、大人との愛着関係を育むことを大切に、「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に目標や重点項目を掲げ、「甲賀市乳幼児保育・教育課程」を作成し、就学前の保育・教育に取り組んでいます。本市の保育・教育活動は、子どもの発達特性を踏まえたカリキュラムに基づき、地域の特色や子どもの集団生活の経験年数の差、様々な生活環境や生活経験等が変化、多様化していることを勘案しながら、「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」の基本的な生活習慣を確実に身に付けることを第一に、豊かな心と健やかな体の育成、人とかかわる力の育成など、夢と生きる力の基礎を培うことをめざしています。各園の保育・教育活動では、園児の実態を踏まえ園ごとの、特色を活かした目標や保育・教育課程のもと、子どもの発達に応じた生活環境を整え、生活リズムに配慮したきめ細やかな指導援助を行い、「自分でやり遂げた」という達成感を味わうことができる自立をめざした取り組みを進めています。また、ものや人などの様々な環境との出会いの中で、子どもたちが自己充実を図り、遊びのルールやきまりの意味などを実感できる活動や自然と接しながら生命尊重の心情を身に付けていくことも大切にしています。

課題

「乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である」ことを大切にし、安心して自分の気持ちや考えを表現でき、自ら「やってみよう」「なるほど」「おもしろい」等と気づき、考える自発的な遊びの充実と、心や身体が動くような感動体験等ができるよう、計画的な人的・物的環境づくりが求められています。同時に、教職員は子ども一人ひとりの行動の理解と予測に基づき、活動場面に応じて適切な関わりを行い、子どもたちの活動を豊かにしていく必要があります。

さらに、子どもの心身の発達過程を踏まえ、一人ひとりに寄り添った保育・教育実践のために、人権教育、特別支援教育^[7]等の教職員研修を継続的に行うことが求められています。

また、絶えず指導の改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメント^[8]に努めていく必要があります。

^[7] 特別支援教育：発達障がいを含む全ての障がいをもつ子どもを対象に、自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと

^[8] カリキュラム・マネジメント：保育・教育目標の実現に向けて、組織的かつ計画的に各園の保育及び教育活動の質の向上を図ること



今後5年間に進める主な取り組み

平成29年度（2017年度）国から告示された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂により策定した「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育及び教育に取り組みます。

①保育・教育の充実

✧「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」、「甲賀市乳幼児保育・教育課程」による保育園・幼稚園・認定こども園の一貫した保育・教育の充実

⇒毎年度、関係法令に基づき、乳幼児保育・教育課程の見直しを行い、発達に応じた保育・教育を行います。

✧人権教育

⇒子どもが自ら育つ力を尊重し、愛情と信頼をもって生命を大切に作る心の育成に努めます。

✧特別支援教育

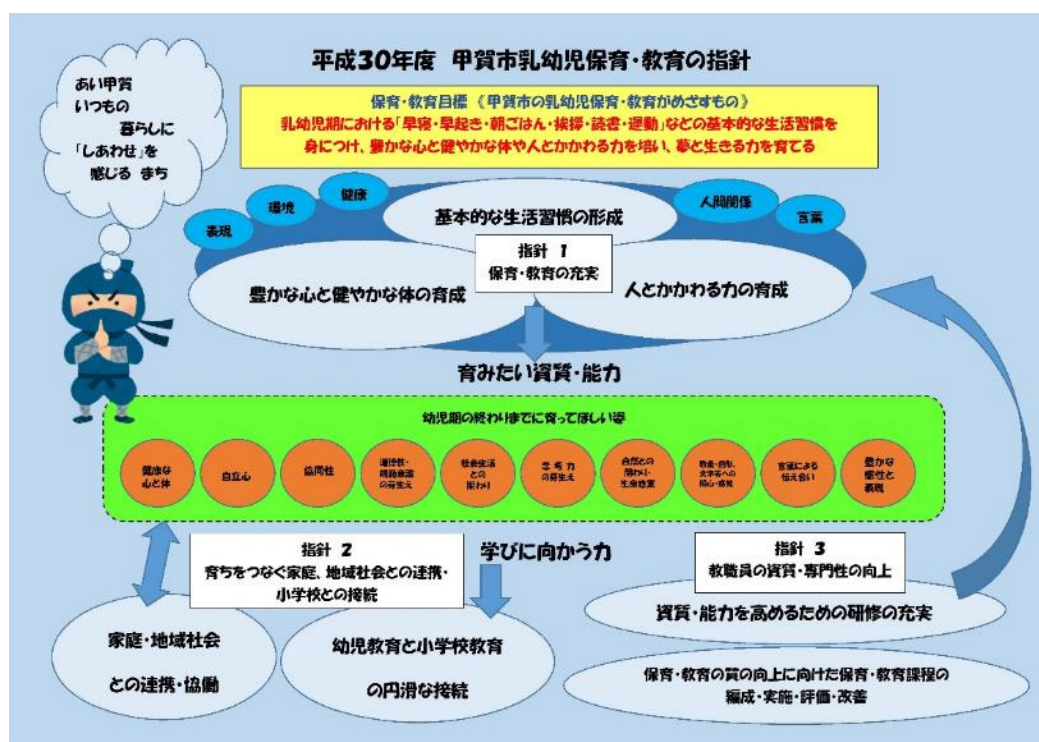
⇒特別な支援を必要とする子どもの発達過程や特性などを理解し環境を整え、生活や遊びの中で、個別の指導計画をもとに、それぞれの子どもの目標が達成できるよう適切な支援を行うとともに、園内の支援体制を確立し特別支援教育の推進を図ります。

✧食育の推進

⇒食にかかわる体験を通して、自然の恵みに感謝する気持ちと、食への愛着心を育み食育の推進を図ります。

✧安全教育

⇒自分の体に関心を持ち、健康で清潔な生活習慣を身に付け、安全についての理解を深めるよう安全教育の推進を図ります。





教育施策
の柱

A 子ども・子育て

(1) 乳幼児保育・教育の充実

② 学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進

現状

幼児期の「学びの芽生え」が児童期の「学びの基礎」につながり、子どもたちの学ぶ力が向上するよう「心」を大切に、生命を保持し、情緒の安定を図るための保育・教育を進めています。就学前の子どもたちの学びは、様々な環境を通して行われることが特徴です。この体験が、子どもたちの新しい学びの力を生み出す基となります。

就学につなげる保育・教育活動については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^[9]」の視点を小学校と共有し、小学校へつなぐ接続カリキュラム^[10]の策定を進めているところです。

教職員は、保育・教育の充実に向けた育児担当保育^[11]の実践、保育教育課程を基にした研究保育や「スキルアップ研修会」「フォローアップ研修会」など資質向上のための取り組みを推進しています。

課題

遊びを通した総合的な指導の中で、幼稚園教育要領等に示される5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)におけるねらい及び内容に基づき、園において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性」が、求められています。さらに「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」に示された具体的な姿が育まれていくよう、遊びの中で子どもたちの学ぶ姿を捉え、一人ひとりの発達に必要な体験が得られるような環境を整えたり、必要な援助を行ったりするなど考慮していく必要があります。また、教職員は、多角的な視点で子どもの姿を捉え、対話を通して一人ひとりの特性や発達の課題を把握し、子どもの何気ない言葉やしぐさ、行動が、どのような意味をもつのかを捉える力を養い、きめ細やかな対応をしていくことが求められています。

^[9] 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿: 保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するもの

^[10] 接続カリキュラム: 幼児教育と小学校教育との円滑な接続にかかる教育課程

^[11] 育児担当保育: 特定の大人との信頼関係の中で、欲求が受容される経験を積み重ね、愛情に満ちた応答的な関わりを大切にした保育



今後5年間に進める主な取り組み

幼児期の「学びの芽生え」が児童期の「学びの基礎」につながり、子どもたちの主体的・対話的な深い学びが実現するよう、養護の行き届いた環境の下で、保育的及び教育的に価値のある環境を計画的に構成し、保育・教育活動の推進に取り組みます。

①保育・教育の計画・実施・評価・改善

✧ 指導計画等の作成

⇒子どもの発達過程を大切に編成された園の「保育・教育課程」に基づき、細やかな「指導計画」を作成し、一人ひとりに応じた保育・教育の推進を図ります。

✧ 保育園・幼稚園・認定こども園の自己評価の実施・改善

⇒保育・教育について常に子どもの視点に立って自己評価を行い保育・教育の質の向上を図ります。

②研修、研究の充実

✧ スキルアップ研修、フォローアップ研修、新任研修、2～3年研修、ミドルリーダー研修

⇒発達課題や保育・教育内容の共通理解を図るとともに、保育・教育の質の向上を図るため研修を実施します。

✧ 研究保育（モデル園公開保育）

⇒各園の園内研究を他園に広げ、実施し、保育・教育の研究の充実を図ります。

③特別支援教育の充実

✧ 甲賀市教育支援委員会の設置と各関係機関との連携

⇒一人ひとりの成長・発達過程に応じた適切な保育・教育を行うため、各関係機関と連携を図ります。



教育施策 の柱

A 子ども・子育て

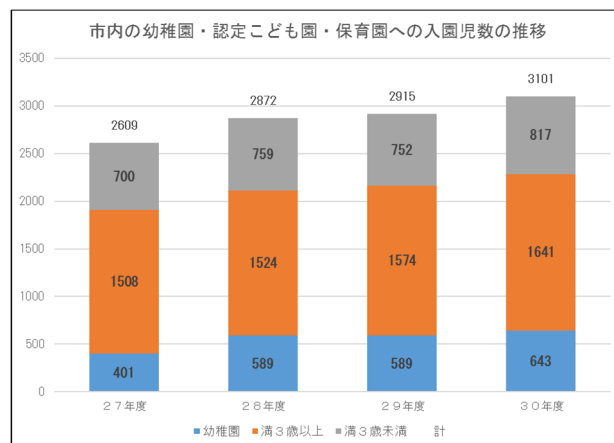
(1) 乳幼児保育・教育の充実

③ 安心安全な保育・教育環境の整備

現状

市内には、平成30年（2018年）4月1日現在で私立5園を含む24園の保育園、私立2園を含む7園の幼稚園、私立の認定こども園が1園あります。平成30年（2018年）4月1日現在、保育園には2,047人、認定こども園には256人、5月1日現在、幼稚園には584人の園児が在園しています。

施設整備や保育士等の人材確保の促進といった、安心安全な子育てができる環境の整備に取り組んでいます。



課題

子どもの人数は減少していく傾向ですが、低年齢児からの入園希望等の保育ニーズが増加しているため、施設整備を進めていく必要があります。

また、幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れ、地域の実情や施設の状況、保育・教育提供区域を踏まえ、保護者・地域の理解を十分得た上で、再編について検討協議し、安心安全な保育環境整備を進め、入園に対する選択肢の幅を広げていく必要があります。

さらに、保育士等の人材確保についても、働き方改革を進めていく中で、働きやすい職場環境づくり、保育の質の向上、新規卒業者の確保、就業継続支援等の体制整備も進めていく必要があります。

今後5年間に進める主な取り組み

施設環境については、老朽化が進んでいることを踏まえ、安心安全な保育・教育環境の整備に努めるとともに、施設や遊具などの日々の安全点検の徹底と問題があった場合の早期対応を徹底します。また、保護者・地域の合意を得ながら再編等の検討を進めます。

さらに、災害や事故等の緊急時において適切に対応できるよう講習や訓練を行い、職員の危機管理意識・対応能力の向上に努め、多様な保育サービスを提供し、安心して子育てができる環境整備に取り組めます。



保育士等の人材確保については、就職フェアや施設見学ツアーの開催、甲賀市保育士等人材バンクへの登録推進に取り組み、就職へとつながるよう努めます。

①安全体制の徹底と職員の危機管理意識の向上

✧施設安全点検

⇒毎月施設の安全点検を実施し、改善を行います。

✧避難訓練・防犯訓練

⇒災害時、速やかに避難できるよう毎月訓練を実施します。

✧リスクマネジメント研修

⇒リスクマネジメント能力の向上のため研修を行います。

②多様な保育サービスの提供

✧預かり保育、一時預かり保育、長時間保育、延長保育、休日保育、病児保育

⇒保護者の育児負担の軽減を目的に、緊急・一時的に保育を行います。また、保護者が仕事等で保育できない時間や休日に保育を行うなど、多様な保育サービスを提供します。

③保育士等の人材確保

✧就職フェア、施設見学ツアー、甲賀市人材バンク登録推進、大学訪問、高校訪問

⇒保育士等の人材確保に向けた取り組みを行います。



<保育の様子>



教育施策 の柱

A 子ども・子育て

(2) 家庭教育の充実

① 親子の育ちにつながる家庭教育力の向上

② 家庭教育支援事業の推進

現状

家庭とは、人がつくる最小単位の「社会」であり、その中で親が子どもに対して言葉やコミュニケーション、基本的生活習慣や人への思いやりなど、生きていく上で必要なスキル（技術）を伝え、人への信頼感の基盤を育む営みが家庭教育です。平成18年（2006年）に改正された教育基本法第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」と規定されています。

近年、核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地縁的なつながりの希薄化など社会状況が大きく変化し、価値観が多様化しています。

本市では、子育てに対する保護者の孤立感、不安感を軽減し、それぞれの発達段階の子どもとその保護者を支援するため、サロンやひろば、講座の開催、ブックスタート事業^[12]などを実施しています。また、保育園や幼稚園、小学校においても「子育て・親育ち講座」を通じて子育てについて考える場を提供しています。

課題

本市では、家庭教育支援として様々な事業を実施しており、加えて、地域子育て支援センターにおいて相談事業も行っていますが、子育て世代が興味関心をもって参加できるよう、講座の内容や講師の選定など、より一層の工夫が必要です。また、広報誌やチラシに加え、インターネットやSNSをより効果的に活用し、子育て支援事業を始めとする様々な子育て情報を保護者に届ける必要があります。

保護者が一人で悩みを抱え込まず、子育ての楽しさを家族で共有できるよう、行政や関係機関、地域の民生委員児童委員等が密接に連携・協力し、子育ての知識や情報を、適時適切に広く伝えていくことが求められています。

[12] **ブックスタート事業**: 家族の絵本を通したふれあいを目的として絵本を1冊贈る事業。本市では4か月健診時に市内在住の赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ体験と併せ実施



今後5年間に進める主な取り組み

保護者や家族を対象とした子育てに関する講座を開催し、学習機会を提供するとともに、子育てに関する疑問や悩みを気軽に相談できる窓口を設置することにより、親子の育ちにつながる家庭教育力の向上を支援します。また、家庭教育や子育てに関する情報を様々な広報媒体を活用し、より多くの人に情報が届くよう工夫します。

①学習機会の提供

✧ブックスタート

⇒乳幼児期から親子で本に親しむ機会を設けます。

✧子育て・親育ち講座

⇒保育園、幼稚園、小学校の保護者会やPTAの研修会において、子育てに関する啓発を行います。

✧孫育て講座

⇒子育て世代をサポートする祖父母世代に向けた支援を行います。

✧産前産後のサポート

⇒産前産後の子育てに対する不安を軽減するため、子育て世代の交流の場を提供します。

②家庭教育力向上のための相談窓口の設置

✧子育て相談

⇒気軽に子育ての相談ができる場所を提供し、相談内容に応じて適切な窓口へつなぎます。

③家庭教育情報の提供

✧情報提供の充実

⇒パソコン、スマートフォン、紙面などあらゆる媒体を活用して子育てに役立つ情報を提供します。



<ブックスタート>



<家庭教育情報の提供>



教育施策
の柱

A 子ども・子育て

(3) 地域の子育て力の向上

① 育ちをつなぐ家庭・園・地域・関係機関、小学校の連携・協力

現状

子育てに不安を感じたり、子どもとの関わり方に悩みを抱えたりしている保護者が増えており、子どもの健やかな成長や発達のため、関係機関が密接に連携を図りながら、相談事業や保護者研修の充実に努めています。相談事業としては、一人ひとりの育ちに合わせ、支援や相談が受けられる体制を整えています。

本市では、各地域子育て支援センターに、子育てコンシェルジュ^[13]を配置して相談事業を行っている他、子育て世代と地域をつなぐため、地域の公民館等での子育てひろばの開催や、地域主体で実施される子育てサロンの支援を行っています。

その他にも、地域の子育て支援充実のため、子育て支援センター事業や家庭教育支援事業における子育てサポーター等の養成に取り組んでいます。

小学校との連携・協力については、各園の保育・教育課程を基にアプローチカリキュラム^[14]の作成を進めています。幼児教育での「学び」や「生活経験」が、小学校の授業を中心とした教科等の学習につながるように共通理解に努めています。

さらに、教職員の資質や専門性の向上を図るため、公立園と私立園合同での研修や園訪問、相談事業等も積極的に実施しています。

課題

子育てを取り巻く社会の変化により、保護者の価値観が多様化していることから、家庭との日々の連携が極めて重要です。一人ひとりの保護者の状況や子育ての意向をしっかり理解、受容するとともに、親子関係や家庭生活等に配慮した子育て相談、保護者ニーズに合わせた研修の充実に努めていくことが必要です。

子育て世代の地域におけるつながりは希薄化する傾向にあります。区や自治振興会において子育て事業も実施されていますが、地域により取り組み状況は様々です。支援を必要とする人に、必要な支援が提供できるよう、関係機関と地域との連携が一層求められます。

[13] **子育てコンシェルジュ**: 子育てに関する相談窓口で、子育ての案内役として情報提供したり、関係機関につなぐ役割を担う。また、地域のネットワークづくりや子育てサークルの支援を行う

[14] **アプローチカリキュラム**: 幼児期における遊びの中の学びを基に、小学校の学習や生活が円滑に送れるよう作成された5歳児のカリキュラム



今後5年間に進める主な取り組み

地域における現状をしっかりと把握した上で支援を行えるボランティアの養成と、その活動を進める取り組みが必要です。

また、子どもの学びと育ちをつなぐため、幼児教育と小学校教育の相互理解や発達段階に即した系統立てた指導の充実、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有するなど円滑な連携を図り、合同研究等の充実に努めます。さらに、接続カリキュラムの編成と実施に向けての取り組みを進めていきます。

園や子育て支援センターが専門性を生かし地域の子育て支援の拠点となり、子育て世代と地域社会がより関係を深めていけるよう、関係機関の連携を一層強化して子どもの育ちを見守っていきます。

①地域・関係機関との連携

✧ 地域の人材育成

⇒地域で子育てを応援していただける人材を育てます。

✧ 地域のネットワークづくり

⇒地域の子育てに関わる関係団体をつなぐ役割を担います。

②小学校との連携

✧ 園児と児童の交流

⇒小学校教育との円滑な結びつきを行うため、園児と児童の交流を推進します。

✧ 保幼小接続カリキュラムの作成

⇒アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムによる接続を行います。



〔出典：文部科学省国立教育政策研究所「スタートカリキュラムスタートブック」〕



教育施策
の柱

A 子ども・子育て

(3) 地域の子育て力の向上

② 地域の人々との交流と支援

現状

園生活において、地域にある小学校、中学校、高等学校等の児童生徒と交流することで、憧れの気持ちをもったり、小学校就学に向けて自信や期待を高め、生活経験が広がるとともに、その関わり合いによって豊かな体験が得られる機会となっています。地域の人々など自分の生活に関係の深い、いろいろな人と触れ合い親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことは重要であり、世代間・祖父母・地域の団体・未就園児等の交流を通して、自分や人を大切にしようとする気持ちを育てています。

課題

世代間交流に関しては、家庭環境が多様化しているため、交流会のもち方には検討が必要です。地域の団体との交流は、地域によって連携の仕方は様々であり、地域の実情に応じて取り組んでいく必要があります。

また、未就園児交流は、3歳未満児から入園している子どもが増えており、参加する親子が減っているため、内容や回数、会場など手法の改善が必要です。



今後5年間に進める主な取り組み

保育園・幼稚園等が地域の子育て支援の拠点となっていくよう、園と家庭や地域社会が関係を深め、連携・協働して子どもの育ちを見守っていきます。

①子育て支援、地域の人々との交流推進

✧ 地域社会における子育て支援の充実

⇒地域や関係機関と連携を図り、身近な人々がもっている様々な力を引き出して、地域全体の「子育て力」の向上に努めます。

✧ 子育て相談

⇒人権研修や子育てについての研修を行うとともに子育て相談を充実します。

②小学校・中学校・高等学校等との交流推進

✧ 5・5交流

⇒ふれあいが深まり、好奇心や思考力が培われ、学びに向かう基礎を培うことを目的に、小学校5年生と5歳児の交流を行います。

✧ 職場体験や保育体験を通じた交流

⇒様々な感情を体験し、豊かな心を育むため、中学生や高校生の職場体験や保育体験を受け入れ、交流を行います。

✧ 未就園児交流

⇒未就園児交流を行い、子育て支援や地域の保護者同士をつなぐきっかけをつくります。



教育施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

① 児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成

現状

本市学校教育指針においては、『命を愛し』『命を磨き』『命を輝かせる』子どもたちの育ち」をめざして教育活動に取り組んでいます。

特に、児童生徒の「生きる力」の中核となる確かな学力の定着は、学校教育の最大の責務です。

本市では児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の育成に向け、毎年「わが校の学力向上策」を策定しています。「全国学力・学習状況調査」の結果や日々の見取りをもとに、自校の「強み」「弱み」を明確にし、「こうか授業術5箇条」を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、授業改善に取り組んでいます。

また、自ら学ぶ力を高めるために、漢字検定・英語検定の受験料補助や学力パワーアップ事業を実施するとともに、個に応じたきめ細やかな指導を行うために支援員配置、子どもの読書活動を推進するための学校図書館活用支援事業、教職員の資質向上のため、指導主事学校訪問、学力育成指導員の巡回訪問、学力向上推進加速プロジェクトに取り組んでいます。

こうか授業術「5箇条」

～子どもが考え挑戦し学び取る授業をつくる～

- | | |
|----|-------------|
| こ | 子どもとめあての共有 |
| う | うんと考えひとり学び |
| か | 考えつなげて話し合い |
| じゅ | 授業のまとめと振り返り |
| つ | つなげる課題の提示 |

さらに、学習の基盤となる資質能力の一つに位置づけられる情報活用能力の育成に向け、平成27年度（2015年度）より児童生徒用タブレットを小学校2校、中学校1校に先行導入し、平成29年度（2017年度）から平成31年度（2019年度）にかけ、無線LAN、電子黒板、教員用タブレット、児童生徒用タブレット等、ICT機器の整備を進めています。

平成29年度（2017年度）からは、教育研究所^[15]においてICT教育についての調査研究を開始しました。学習指導におけるICT活用の工夫について、実践研究を進めています。

課題

学習への意欲の向上、学習習慣の定着、そして、目的を定め、自ら学ぶ力を育てていくことが本市教育最大の課題であります。

本市児童生徒は、概ね落ち着いた状況の中で学校生活を送っています。しかし学習に向か

[15] 教育研究所：教職員の資質・能力向上をめざした教職員研修、授業実践を通した先行研究等を行う教育機関



う態度として、与えられた課題に単に取り組むだけでなく、「何のために学ぶのか」を意識し、「自ら学び、学んだことを活用しようとする力」を身に付けさせていくことが必要です。そのためには、授業改善のみならず、授業と家庭学習を関連付け、学習の定着を図るサイクルを確立する取り組みを通じて、児童生徒が将来、刻々と変化する社会の中で自らを輝かせて生きることができるよう、知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力を育成することが大切です。また、学習が定着しにくい、つまづいているなどの課題をもつ児童生徒に対する個別の指導や支援も欠かせません。

今後5年間に進める主な取り組み

児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力を育成するために、授業改善と家庭学習の充実を図ります。そのために、学校訪問や研修等の教職員の指導力向上をめざした事業を実施するとともに、児童生徒が目標に挑戦する意欲を育み、家庭での学習意欲の向上を図るための取り組みを行います。

①教員の授業力向上に向けた取り組みの充実

✧指導主事学校訪問

⇒教育委員会所属の指導主事が、学校を訪問し、指導と支援を行います。

✧若手教員の指導力向上

⇒若手教員の指導力向上をめざし、授業の進め方や学級づくり、個別支援のあり方などについて、指導助言を行います。

✧学力向上推進加速プロジェクト

⇒学力向上で成果を上げている他県の実践に学び、各学校での取り組みを推進します。

✧教育研究所学力向上のための調査研究

⇒教育研究所において、授業づくりの実践や研究授業の分析を行い、効果的な授業のあり方について調査研究をします。

②児童生徒の学びに向かう力を高める取り組みの充実

✧学力パワーアップへの取り組み

⇒学力の定着をねらいとして、個に応じた補充学習の充実や、自ら学習に向かう態度の育成を図ります。

✧きめ細やかな指導・支援体制の整備

⇒各校の課題に応じて、少人数対応や複数指導体制を組むなど、きめ細やかな指導や支援を進めていきます。

✧漢字検定・英語検定の推進

⇒児童生徒が目標をもって学習に取り組む姿勢を育てるため、漢字検定・英語検定の受験を推進します。

✧学校図書活用の推進

⇒子どもたちの読書に関する興味・関心を高める読書活動を推進し、子どもたちの読書量の増加をめざします。



教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

② グローバル社会で活躍できる児童・生徒の育成

現状

グローバル化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要とされています。学校では、グローバル化する社会において、地球的視野に立って、様々な人々と共生し、主体的に行動するために必要な態度・能力を育成することをねらいとして、国際教育に取り組んでいます。

各校では、国際教育全体計画を作成し、各教科・道徳・特別活動など通じて、知識・技能の習得とともに、社会において主体的に行動できる態度の育成を図っています。また、言語教育の充実に向け、A L T（外国語指導助手）やC I R（国際交流員）を活用するなど、外国語活動や外国語教育の充実に向けた取り組みを行っています。

新学習指導要領実施を見据え、平成30年度（2018年度）から、小学校中学年は外国語活動、高学年は外国語を教育課程に位置づけ、英語を専門に教える専科教員や社会人活用指導員らが、A L Tと複数で指導する体制を整えながら、英語指導の充実を図っています。

また、直接的な異文化体験は、国際理解を深め、国際性を養うという点で大きな意義をもつことから、韓国やアメリカの姉妹都市との交流事業を行っています。

課題

グローバル社会で活躍する人材の育成には、国際教育の充実が必要となります。国際教育は、全教育活動を通じて推進されるべきものであり、各教科・領域等の関連を意識した全体計画を作成し、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力・コミュニケーション能力といった国際教育の観点を意識して指導することが重要です。特に、国際教育の推進にあたっては、相手の国の言語を学び合うことが大切であり、コミュニケーション能力が重要な鍵を握ることから、基盤をなす外国語教育や国語教育の充実を図る必要があります。

姉妹都市交流事業においては、事業に参加した生徒だけではなく、学校単位で交流を深めたり、受け入れ時に小学校児童にも交流の機会を設けたりするなど、できるだけ多くの児童生徒が様々な文化に触れる機会になるよう事業の充実に努める必要があります。



今後5年間に進める主な取り組み

グローバル社会で活躍できる児童生徒の育成をめざし、国際教育の充実を図ります。また、コミュニケーション能力の基盤をなす言語教育の充実に向け、専科教員や社会人活用指導員、ALT、CIRを積極的に配置し、外国語教育の充実をめざします。

①国際教育の充実

✧全体計画の作成

⇒各小中学校において、国際教育にかかる基本方針や目標を定め、各教科、領域で取り組む内容を教育課程に位置づけた全体計画を策定します。

✧中学生交流の推進

⇒中学生が、姉妹都市と相互に交流します。

②英語教育指導体制の充実

✧ALT・CIRの設置

⇒小中学校の英語授業にALTやCIRを派遣し、コミュニケーション力の向上や異文化への理解を深める授業を行います。

✧専科教員の配置

⇒新学習指導要領により、本格実施となる小学校外国語・外国語活動の時間に、中学校外国語（英語）免許を所持する専科教員を配置し、指導の充実を図ります。

✧社会人活用指導員の配置

⇒県教育委員会が実施している社会人活用事業を積極的に活用し、英語指導に力量をもつ地域人材に関わっていただく体制の充実を図ります。

③教員の英語指導力の向上

✧教職員の指導力向上研修の実施

⇒英語指導力の向上をめざし、授業研究会や小学校教員への研修を実施します。

✧指導計画・評価法の策定と検証

⇒専科教員を中心に、外国語（英語）年間指導計画の作成や評価方法の研究を行い、小学校の指導の質の向上を図ります。

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

③ 小中連携・一貫教育の推進

現状

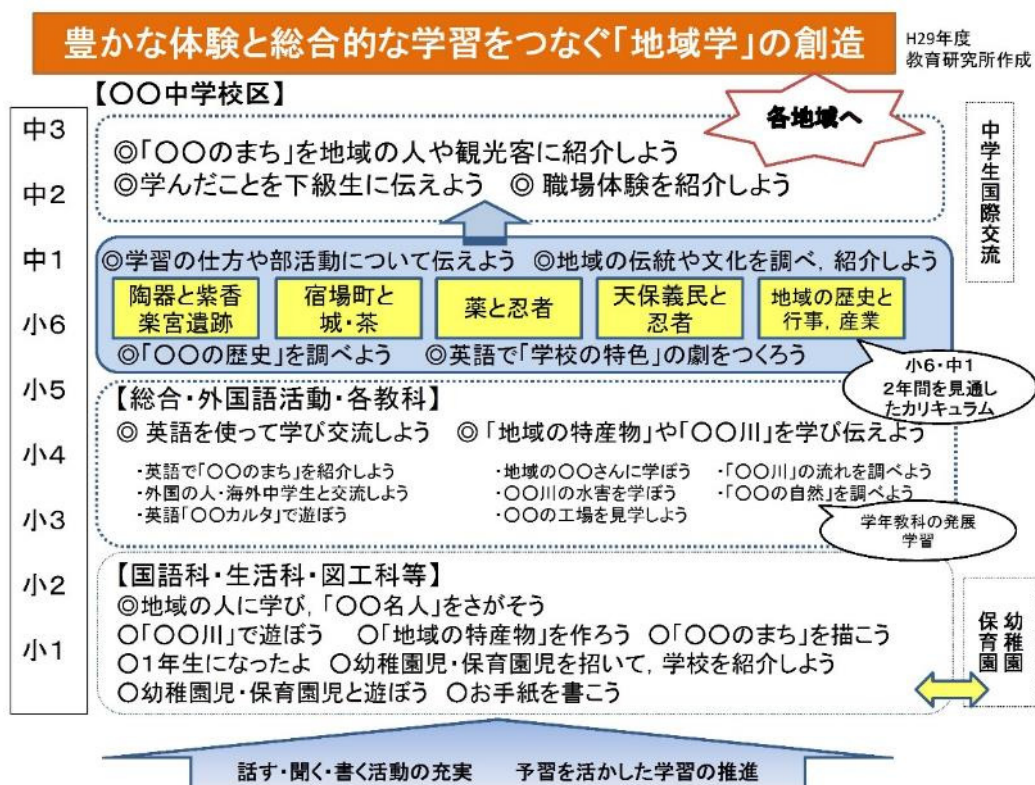
学校教育方針である「社会に挑む夢と力を蓄えた中3生」を育てるため、9年間の長期的で一貫した教育が有効と考え、小中連携の推進に取り組んでいます。

中学校教員が小学校で授業を行う中学校教員派遣授業や6年生の中学校体験入学、中学校区ごとの教職員研修会、交流などを通じて、小中学校のなだらかな接続、学びや指導の連続性を踏まえた一貫した教育をめざしています。

また、9年間を見通した教育課程の編成に関わって、本市では、平成30年（2018年）3月に、「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」を発刊しました。

◆中学校教員派遣授業実績・中学校での授業体験実績

年度	中学校教員派遣授業	中学校での授業体験等
平成28年度 (2016年度)	6中学校で実施 市内計207時間	市内実施授業数合計 18時間
平成29年度 (2017年度)	6中学校で実施 市内計201時間	市内実施授業数合計 18時間



<小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学 参考モデル>



課題

小中連携の推進に関しては、今後、学区に共通する課題を見極め、中学校区に共通した「めざす子ども像」を小中間で共有した上で、学びの連続性、目標・内容の系統性、学習規律の維持や家庭学習のあり方などの指導の継続性を踏まえ、意図的・計画的に一貫した取り組みをさらに進めていく必要があります。また、「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」をもとに各中学校区ごとの教育課程の編成を行い、実践と見直しを重ねていく必要があります。

さらに、中学校教員派遣事業においては、小中学校教員が協力して授業案を作成するなどの取り組みを通じて、相互に児童生徒観や指導観に深まりと広がりをもたせ、それぞれの学校における授業改善につなげていく必要があります。

今後5年間に進める主な取り組み

中学校区ごとに、地域の実態や特徴に応じた教育目標を設定し、9年間を見通した小中一貫の教育課程を編成することを目標として、小中一貫教育の推進に努めていきます。

小中連携、小中児童生徒交流を通じて、小学校から中学校へと円滑につないでいきます。

①小中一貫した教育課程の検討

✧ 小中連携推進会議

⇒9年間を見通した教育課程・教育内容の協議を行います。

✧ 各中学校区小中連携事務局会議

⇒各中学校区において、それぞれの地域の特色を生かした教育課程・教育内容の協議を行います。

✧ 小中教職員合同研修会

⇒各中学校区において、小中の教員が合同で、全員研修や教科部会等を行い、職員間の交流や授業改善を図ります。

②教員・児童生徒の相互交流や小中の段差解消に向けた取り組み

✧ 中学校教員の派遣・中学校1日体験入学

⇒中学校教員が、校区内の小学校6年生に出前授業を行います。また、小学校6年生が中学校での1日体験入学を行います。

✧ 小中連絡会

⇒小中学校双方の指導方法や支援のあり方について工夫改善につなげるため、連絡会議を行います。



教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

④ いじめ対策への取り組み強化

現状

本市では、平成26年（2014年）10月に「甲賀市いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等のために市立学校が実施する施策」として、「学校いじめ防止基本方針」の策定や組織の設置、職員研修、いじめの未然防止や早期発見、対処のあり方等を示しました。

この方針を受け、各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」と「ストップいじめアクションプラン」を作成しています。また、それぞれの学校に、いじめ防止対策委員会を組織し、学校全体でいじめ対策に取り組むとともに、教育委員会にもいじめ防止対策委員会を設置し、学校と教育委員会の間で、円滑で迅速な連携ができるよう体制を整えてきました。

いじめの未然防止に関わっては、授業や行事に主体的に参加・活動し、達成感や感動が実感できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進め、いじめを生まない学校風土を育てていくことや、人権学習や道德の時間をはじめ学校教育全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解するための取り組みを行っています。また子どもたち自身がいじめ防止に取り組むことは、特に大切です。本市の学校では、児童会・生徒会が主体となって、いじめのない明るい学校づくりを呼びかける「シャイニングスマイルウィーク」や「いじめ防止缶バッジ運動」など、学校ごとに特色ある活動が実施されています。

また、いじめの早期発見に関わっては、全ての小中学校でいじめアンケートに取り組んでいます。いじめは早期に発見し、初期に適切な対応をすることにより深刻化を防ぐことが大切であることから、いじめを初期に認知することには特に力を入れてきました。その結果、初期に認知し、早期に解消できた事案件数は年々増加しています。

事案への対処に関わっては、学校が事案を認知した際には、教育委員会への報告を行い、教育委員会と相談しながら対処にあたっています。事案の内容により、スクールカウンセラー^[16]やスクールソーシャルワーカーなど専門家とも連携しながら指導・支援を行っています。さらに、関係児童生徒の指導や支援が一定終了した後も、再発防止のため、半年間の継続観察を行っています。

「甲賀市いじめ防止基本方針」では、「市が実施する施策」として、いじめ防止にかかる組織の構築を求めています。本市では、関係課・関係機関との横断的な連携をめざす「甲賀市子どものいじめ防止対策連絡協議会」、市の取り組みについての検証や重大事態発生時に調

[16] スクールカウンセラー：学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教職員や保護者に対して指導や助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる



査を行う「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」、再調査を行う「甲賀市子どものいじめ調査委員会」を常設し、それぞれの委員会を定期開催しています。

課題

成長過程にある子どもたちは様々な経験を通して、社会では自分の思い通りにはいかないことがあることや時として我慢することが必要なこと、また、人間関係のあり方など、社会生活の基礎を学びながら成長していきます。

教職員や保護者をはじめとする大人の役割は、子どもが引き起こすいじめ等の問題行動の背景を理解しながら、それを早い段階で認知し、継続させず、児童生徒の生命や心身を守り、保護することです。そして、全ての児童生徒がいじめと向き合い、いじめは許されない行為であることを学ぶことはもちろん、正しい社会生活のあり方を学び、成長できるような指導や関わりをしていくことが求められています。

教職員のスキルアップに向けた取り組みは、毎年必ず実施する必要があります。校内研修の計画的な実施や県教育委員会等が実施する研修への積極的な参加を促すなど、いじめ対応にかかる教職員の資質能力の向上への取り組みを支援する必要があります。

また、事案の認知に関わっては、日常の児童生徒観察と併せて、全ての小中学校で年数回のいじめアンケートに取り組み、早期認知に努めています。しかし、アンケートによっていじめが認知できた割合は、いじめ認知件数全体から見ると、少ない割合にとどまっていることから、アンケートの実施回数や内容の有効性について検証し、より有効な方法でアンケート調査を実施し、認知割合を高める必要があります。

近年、事案認知時において、関係児童生徒の保護者と学校がうまく連携がとれないケースの報告も増えています。双方の児童生徒の関係性や発生した事実と経緯の説明、学校の指導支援方針に納得が得られないことから、迅速かつ有効な指導に結びつかないことも少なくありません。そのような事態を防ぐためにも、事案発生時には細かく聴き取り調査を行い、アセスメント（要因や背景の見立て）とプランニング（支援計画の策定）を組織としてしっかり行い、双方の成長を促す指導・支援について、丁寧に説明する中で、保護者と支援方針を共有する必要があります。

さらに、いじめ事案や生徒間のトラブルに、SNSや動画投稿サイトが関係しているケースも年々増加しています。学校での情報モラル指導に加えて、「スマホのルールづくり」等、子ども、学校、保護者や地域が連携・協同した取り組みを進めていく必要があります。



今後5年間に進める主な取り組み

いじめを積極的に認知することは、いじめの早期発見・早期対応につながると考えます。そのため、教職員は、いじめの定義を正しく認識し、日頃の児童生徒の心情と態度を理解することが大切となります。また、保護者対応についても、事実関係を把握し伝え、適切に関わらなければなりません。そのためにも、市や校内で生徒指導研修会を開催し、各校における校内体制の確立と、いじめの認知力、いじめに関連する実践的な対応力の育成を図っていきます。

①いじめ防止に関する方針の策定と見直し

✧甲賀市いじめ防止基本方針の見直し

⇒甲賀市いじめ防止基本方針を3年に一度見直します。

✧学校いじめ防止基本方針・ストップいじめアクションプランの策定と見直し

⇒学校いじめ防止基本方針並びに具体的な行動計画を示したストップいじめアクションプランを、毎年度見直します。

②いじめ対策を進める組織の設置

✧甲賀市子どものいじめ問題対策委員会

⇒第三者委員によるいじめ事案への対応や、有効ないじめ防止対策等について協議を行う委員会を定期的に開催します。また、重大な事態が発生した際、調査を行います。

✧甲賀市子どものいじめ調査委員会の設置

⇒子どものいじめ問題対策委員会による調査に対して、再調査が必要となったとき、委員会を設置します。

✧校内いじめ対策委員会・いじめ防止対策推進委員会の設置

⇒各学校で、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭等からなるいじめ防止対策委員会を組織し、校内のいじめ防止対策のあり方や事案発生時の対処の方法について協議します。

③教職員のいじめ認知力、組織対応力の向上への取り組み

✧生徒指導担当者研修

⇒各小中学校の生徒指導担当者に対して、いじめ防止のための研修を実施します。

④地域と連携して、いじめ防止に努める取り組み

✧甲賀市インターネット上のいじめ対策の推進

⇒インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、保護者に対し、必要な啓発を行うための事業に各学校が取り組むことを推進します。

✧子どもとスマホの良い関係づくり

⇒PTA連絡協議会と連携し、「スマホのルール策定委員会」により決められた、携帯電話やスマートフォンの使い方などについてのルールをもとに、児童生徒がスマートフォン等を適正に使用できるよう啓発を行います。

✧甲賀市子どものいじめ問題対策協議会の開催

⇒いじめ防止対策について、関係課や関係機関と横断的に連携し、有効な施策について協議します。



⑤相談体制の充実

✧ スクールソーシャルワーカーや訪問相談員の配置

⇒小学校にスクールソーシャルワーカー、中学校に訪問相談員を配置し、不登校傾向や不適応傾向がある児童生徒や家庭に対して、環境調整、相談支援を行います。

✧ いじめアンケートの実施

⇒各学校で年間3回以上のいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けた取り組みを推進します。

✧ 学齢期教育相談

⇒小中学校児童生徒や保護者に対して、臨床心理士等がカウンセリングを行います。

⑥児童生徒自身が、いじめ防止に努める取り組み

✧ 児童会生徒会によるいじめ防止活動の推進

⇒いじめを許さない風土をつくることが大切なことから、児童生徒自身による取り組みを推進します。



<柏木小学校児童会 「さわやか あいさつで いじめストップ！」缶バッジ>



教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

⑤ 地域学の推進と特色ある学校づくり

現状

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む上では、人やものとの直接的なふれあいを通した学びや、豊かな地域の自然や伝統、歴史を教材とした「地域学」に取り組むなどの教育活動が重要です。各学校はそれぞれに歴史と伝統をもち、長きにわたりその特色を活かした教育で成果を上げてきました。本市では、地域人材を活用しての学習を推進するため、学びの支援事業を実施しています。その結果、多くの地域人材に協力いただき、学校ごとに多様な学習が実践されるようになりました。

また、全中学校では、2年時に1週間にわたる職場体験実習が実施され、地域の事業所で働く体験を通して、勤労観や職業観を育てるだけでなく、地域の人たちとのふれあいを通して、地域の良さを見つめ直す貴重な機会となっています。

各校の生活科や総合的な学習の時間、特別活動の年間計画立案時や各教科単元指導内容との関連もさぐりながら、地域学をより充実させていくために、平成30年（2018年）3月に「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」を発刊し、4月に全教職員に配付しました。

【主な取り組み事例】 （一部を掲載）

- ・ 郷土芸能の継承をめざした水口囃子の活動
- ・ 校内に設置された土俵を使った相撲
- ・ 特産品を活かした茶業体験
- ・ 地域と一体となって花壇づくり
- ・ 愛鳥活動
- ・ 伝統産業信楽焼を活かした作陶体験
- ・ オペレッタの上演
- ・ 体育祭における平和行進
- ・ 森林組合と協力した愛林活動



課題

これまで各学校では、長きにわたり独自の特色を活かした教育活動が行われてきました。

今後はさらなる教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の実態等も踏まえ、各学校の教育課程を見直し、特色を活かした教育課程の編成を図っていく必要があります。そのためにも、特色のある「地域学」をさらに充実させ、教育内容等と各教科・領域を横断的な視点で組み立てていくことが必要となります。

また、これまでも小学校と中学校の連携は図られていましたが、今後は小中学校9年間を通して、甲賀の豊かな自然や伝統、歴史を学ばせることが大切であり、地域の発展に尽くそうとする資質や能力を育てる意味においても、「地域学」を教育課程に位置づける必要があります。

今後5年間に進める主な取り組み

市内小中学校が、自校の教育課程をもとに、「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」を組み入れながら、義務教育9年間を見通した教育課程の見直しを図ります。そして、各学校で実践・評価・改善を行い「地域学」を活かした教育実践を進めていくことで郷土を誇りに思い、地域に参画していこうとする子どもの育ちをめざしていきます。さらに、同一中学校区内での連携を強化し、その地域の特色を活かした教育の推進に取り組んでいきます。

①地域学の推進と総合的な学習の充実

✧ ふるさと甲賀の地域学習推進

⇒「地域学」を意識した教育課程を編成・実践・評価・改善をし、郷土を愛する児童生徒を育成します。

✧ 社会科副読本「わたしたちの甲賀市」の改訂

⇒市や人々のこと、農業や産業のこと、市の発展の歴史を深く学習できるよう、小学校社会科副読本「わたしたちの甲賀市」を学習指導要領改定時期に合わせて改訂していきます。



<社会科副読本>

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

① 将来を見据えた適正な学校教育環境の整備

現状

市内には、平成30年（2018年）4月1日現在、27の小中学校（小学校21校、中学校6校）があり、平成26年度（2014年度）までに全ての学校において耐震補強工事を完了し、平成29年度（2017年度）から、普通教室等にエアコン整備、トイレの洋式化を行うとともに、大規模改造工事についても順次整備を進めています。

◆学校別建築年一覧（平成30年（2018年）4月1日基準）

学校名	代表棟 建築年 (※)	経過 年数	大規模 改造年
伴谷小学校	H3	27	H31 予定
柏木小学校	S52	41	H23
水口小学校	S35	58	H29
貴生川小学校	S54	39	H18
綾野小学校	S56	37	H20
伴谷東小学校	H14	16	
大野小学校	S53	40	
土山小学校	S61	32	
大原小学校	S51	42	H10
油日小学校	S47	46	H2
佐山小学校	S53	40	H7
甲南第一小学校	S51	42	H29
甲南第二小学校	S52	41	
甲南第三小学校	S54	39	

学校名	代表棟 建築年 (※)	経過 年数	大規模 改造年
甲南中部小学校	S48	45	
希望ヶ丘小学校	S59	34	H29
信楽小学校	S47	46	
雲井小学校	S51	42	
小原小学校	H18	12	
朝宮小学校	S51	42	
多羅尾小学校	H8	22	
水口中学校	S52	41	H16
城山中学校	S60	33	H31 予定
土山中学校	S56	37	
甲賀中学校	S57	36	H29
甲南中学校	S56	37	H24
信楽中学校	S47	46	H18

※複数棟の内、代表棟の建築年を記載



<甲南第一小学校>



また、地域により少子化の進行に差があることから、市内における教育環境に地域間格差が広がることが懸念されます。

このことから、平成27年（2015年）3月に甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）を策定し、再編の諸課題について保護者や地域の代表に協議いただく再編検討協議会の設置を進めています。

再編検討協議会での、度重なる議論の結果、平成28年度（2016年度）末に山内小学校、平成29年度（2017年度）末に鮎河小学校を閉校しました。

佐山学区では、現状の教育環境が望ましく、小学校を存続させるとの結論を出されました。

引き続き、全ての地域で再編検討協議会を設置いただけるよう、働きかけを行っています。

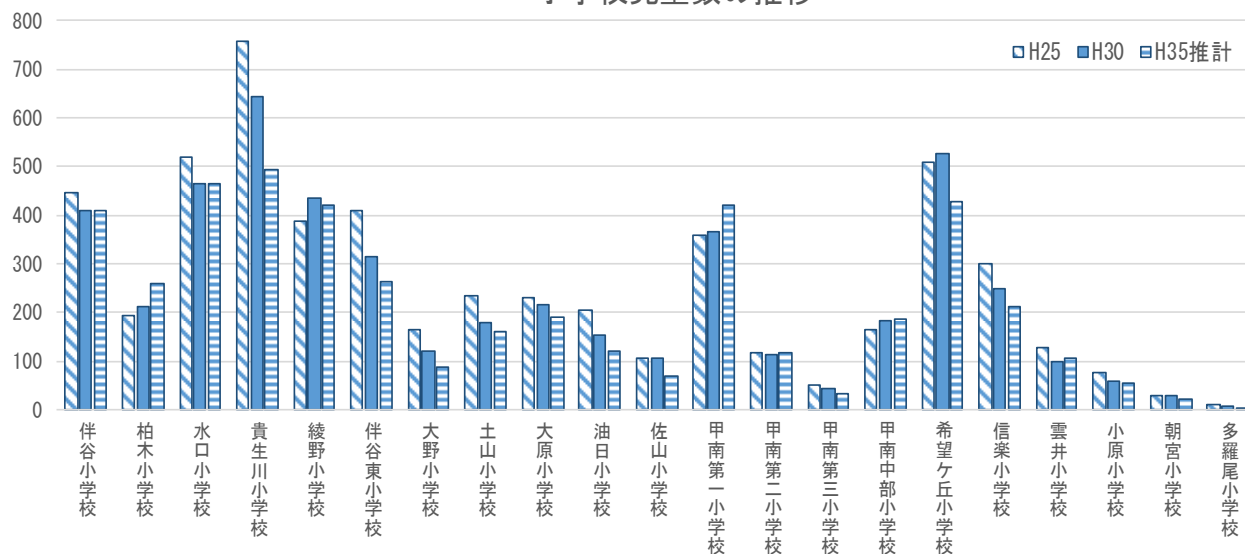
◆小学校児童数の推移（各年5月1日現在）

（単位：人）

学校名	H25	H30	H35 推計
伴谷小学校	446	410	410
柏木小学校	195	211	260
水口小学校	519	463	466
貴生川小学校	757	643	493
綾野小学校	387	435	420
伴谷東小学校	408	314	264
大野小学校	164	120	87
土山小学校	234	178	159
大原小学校	231	215	189
油日小学校	204	155	120
佐山小学校	104	104	70
甲南第一小学校	358	364	422
甲南第二小学校	118	113	115
甲南第三小学校	52	43	34
甲南中部小学校	166	182	185
希望ヶ丘小学校	510	527	428
信楽小学校	301	247	211
雲井小学校	129	99	107
小原小学校	75	57	55
朝宮小学校	28	27	20
多羅尾小学校	10	8	5
計	5,396	4,915	4,520

※H25年の鮎河小、山内小の児童は土山小に含んでいます。

小学校児童数の推移

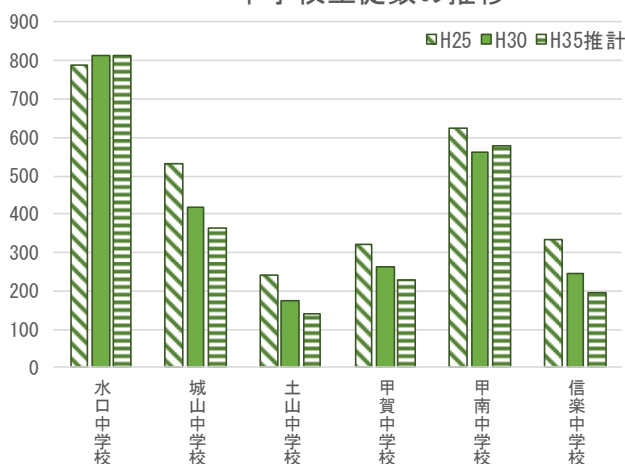




◆中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）
（単位：人）

学校名	H25	H30	H35 推計
水口中学校	787	813	812
城山中学校	530	417	363
土山中学校	243	175	141
甲賀中学校	320	264	227
甲南中学校	622	561	579
信楽中学校	332	245	196
計	2,834	2,475	2,318

中学校生徒数の推移



課題

市立小中学校の大半が、昭和40、50年代に建築されており、施設の老朽化が進んでいます。

これらの学校をここ数年間で改修や改築をしようとする、一時的に多額の事業費が必要となることから、建物の状態を見極めた上で、計画的に機能回復と延命を図っていく必要があります。

家族形態や兄弟姉妹の減少、保護者の就労形態の変化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、様々な教育課題が出現しています。また、少子化の進行は一部の地域を除き多くの学校で小規模化をもたらし、教育環境に地域差が生じています。

このことから、老朽化が進む施設の整備も含め、子どもたちにとって最適な教育環境の整備が必要です。



＜甲賀市幼保・小中学校再編計画 概要版＞



今後5年間に進める主な取り組み

学校施設は次代を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとって生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場であり、また、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。そのため学校施設の老朽化対策は重要な施策であり、平成31年度（2019年度）策定の「小中学校施設長寿命化計画」に基づき、整備を進めます。

学校再編では、具体的な検討を進める際の指針となる「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」を基に、将来の地域の姿を描きつつ、次代を担う子どもたちのより良い教育環境の提供を最優先に、これからの教育環境のあり方等について、保護者や地域の代表と協議し、合意を得ながら適正な教育環境の整備に努めます。

①学校教育環境の整備

✧ 小中学校施設の改修

⇒長寿命化計画に基づき、学校の施設整備を行います。

✧ 再編検討協議会運営

⇒小学校区を基本とした再編検討協議会を設置し協議を行います。再編の合意が得られた場合は、新しい学校づくりに向けた実施計画検討協議会を設置し、調整を行います。



教育施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

② ICT機器の導入等教育設備の充実

現状

教育におけるICT活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びを実現する上で効果的です。

新学習指導要領の実施を見据えたICT教育環境の整備として、平成29年度(2017年度)はデジタル教科書をインストールした教員用タブレット端末を小学校に計147台、中学校に計60台、また、電子黒板を小学校に計21台、中学校に計14台整備しました。

◆ ICT環境整備の推移

年度	内容等	対象校
平成27年度(2015年度)	検証用タブレット端末の導入	3小中学校
平成28年度(2016年度)	教育の情報化推進協議会による整備内容の検討	—
平成29年度(2017年度)	教員用タブレット、電子黒板、デジタル教科書の整備	全小中学校
平成30年度(2018年度)	パソコン教室、児童生徒用タブレット端末の整備	15小中学校

課題

児童生徒向けにタブレット端末等を整備するにあたり、それらの機器が有効に活用できるよう、各教室の無線LAN整備工事等の情報通信ネットワークの構築が必要となります。また、学校においてICT機器を利用した授業が有効でかつ円滑に進むよう教職員研修の充実、教員や児童生徒のICT利活用のための支援員の配置など、学校現場のサポート体制の構築も必要です。さらに、プログラミング学習^[17]に対応できる教材・教具の開発も必要となります。

[17] **プログラミング学習**: 2020年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されるコンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むこと、コンピュータ等を活用して、問題を解決したり、よりよい社会を築く態度を育むことをねらいとしている。単元に限定することなく、多様な教科、学年等において実施されることが望まれる



今後5年間に進める主な取り組み

新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、ICT教育環境の整備とそれらの利活用が明記されています。また、小学校においてはプログラミング学習が必修化されるなど、今後の学習活動において、ICTの活用が必要となることから、ICT機器や施設等の整備を計画的に進めるとともに、効果的な活用に向けて、支援員の配置や教員の指導力向上を図ります。

文部科学省が示すICT環境の整備方針で目標とされる水準

- ・ 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
 ※1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境
- ・ 指導者用コンピュータ 授業を担当する教員1人1台
- ・ 大型提示装置・実物投影機 100%整備
- ・ 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- ・ 統合型校務支援システム 100%整備
- ・ ICT支援員 4校に1人配置

※本市においても、文部科学省が示す水準を目標に取り組みます。

①教育環境の整備

✧ ICT教育環境整備

⇒教員・児童生徒用タブレット、デジタル教科書、電子黒板を導入します。

⇒利活用を支援するICT支援員を配置します。

⇒教員のICT活用指導力向上のため操作研修を実施します。



< ICTを活用した授業の様子 >





教育施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

③ 安全・安心な学校給食の提供

現状

水口・信楽・東部の3つの学校給食センターで、学校給食を調理、提供しています。

生きる上で基本となる「食」は、心や体の健全な発達に欠かせないものです。学校給食の提供にあたっては、安全・安心でおいしく楽しい給食の時間となるように、また食育の「生きた教材」として、栄養バランスのよい調和のとれた食事の取り方や望ましい食生活の習慣形成を知る機会となるよう努めています。

さらに、季節や行事に合わせた行事食を提供し、食文化に関心をもつ機会としています。2月22日の「忍者の日」にちなんで「忍者の日特別給食」で、忍者のまち「甲賀市」を実感する給食や、地元産食材を努めて使用するなど、郷土愛の醸成等を目的とした地域の特色を活かした給食を進めています。

その他、食物アレルギーをもつ子どもへの対応として、献立にアレルギーの原因となる食材が含まれていないかを保護者、各学校給食センターや学校と情報を共有し互いに確認をして安全確保に努めています。

施設においては、老朽化した水口・信楽学校給食センターを統合した、新たな（仮称）西部学校給食センターの整備を2020年4月稼動をめざして進めています。



＜忍者の日 特別給食＞

とりのからあげ 甲賀流忍者カレー
忍者みかんゼリー しのだねぎのサラダ

2月 学校給食献立表

平成30年 水口学校給食センター TEL 62-0743 FAX 63-4250

日	曜	主	副	献立
1	木	コッパパン	牛乳	ハンバーグ トマトソース
2	金	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
3	土	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
4	日	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
5	月	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
6	火	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
7	水	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
8	木	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
9	金	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
10	土	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
11	日	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
12	月	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
13	火	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
14	水	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
15	木	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
16	金	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
17	土	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
18	日	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
19	月	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
20	火	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
21	水	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
22	木	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
23	金	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
24	土	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
25	日	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
26	月	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
27	火	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
28	水	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
29	木	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐
30	金	★おひたしと豆腐	牛乳	おひたしと豆腐

★献立は、毎月25日までの前月分は、全て掲載しています。
★献立は、毎月25日までの前月分は、全て掲載しています。



◆学校給食センターの概要

給食センター名	設置年月	供給地域	調理能力
水口学校給食センター (甲賀市水口町宇田 22 番地)	昭和 44 年(1969 年)1 月 昭和 57 年(1982 年)4 月移設	水口地域 8 校 5 園	6,000 食/日
信楽学校給食センター (甲賀市信楽町長野 317 番地 13)	昭和 46 年(1971 年)9 月 平成 6 年(1994 年)7 月一部改修	信楽地域 6 校 3 園	2,000 食/日
東部学校給食センター (甲賀市甲賀町隠岐 2403 番地 24)	平成 18 年(2006 年)4 月	土山・甲賀・甲南地域 13 校 14 園	5,500 食/日

課題

食生活についての正しい知識や習慣を身に付けることは、将来にわたる健康の保持増進に欠かすことができません。食事の大切さを理解することや健康によい食事のとり方を身に付けるためには、毎日繰り返し行われる給食を通しての指導が重要であり、食育の推進が必要です。

食物アレルギー対応の実施にあたっては、安全性を最優先として検討を進めることが重要です。誤食など食物アレルギーによる事故は命にかかわることがあり、大量調理を行う学校給食において安全性を確保するには、設備の整備とともに、調理や配食を行う際の作業を単純・明確にすることが求められます。

また、食物アレルギーをもつ子どもの保護者、学校、学校給食センター、教育委員会が情報共有を行い、綿密に連携する体制づくりが必要です。

◆アレルギーによる給食費減額申請承認者数

(単位：人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
小学校	91	89	97	94	88
中学校	18	31	33	41	41
合計	109	120	130	135	129

*保護者の申請による



今後5年間に進める主な取り組み

子どもたちが豊かな心と健やかな体を育むため、栄養バランスに優れ調和のとれた給食を安全・安心に提供していきます。その上で、正しい食生活、習慣を身に付けるために食育を推進し、理解を深めるよう働きかける取り組みを行います。また、アレルギーをもつ子どもに対する対応を検討し、進めていきます。

①安全・安心な学校給食の提供

✧安全・安心な食材による栄養バランスの取れた献立の作成

⇒色どり、味つけなどの工夫を凝らし、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供します。

②食育の推進

✧子どもたちが正しい食生活と望ましい食習慣を身に付けるための指導

⇒子どもたちが食の大切さや健康な体づくりを理解し、正しい食生活と望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭による食育指導を実施します。

✧自然の恩恵である食材や食に関わる人々について理解を深め、感謝の心を育む指導を実施

⇒食事が様々な人々に支えられていることを理解し、感謝の気持ちをもち、食べ物を残さず大切に作る心を育む食育指導を実施します。

③食物アレルギー対応

✧食物アレルギーのある児童生徒への対応

⇒保護者、学校、学校給食センターが情報共有し、安全を最優先に、食物アレルギーのある児童生徒への対応に努めます。



◆（仮称）西部学校給食センターの概要

所在地	設置年月	供給地域	調理能力
甲賀市水口町山上	2020 年 4 月 予定	水口・信楽地域 14 校 8 園	6,500 食/日



<（仮称）西部学校給食センター完成イメージ>

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

④ 教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進

現状

子どもの育ちを支える教育環境の充実のため、教職員の資質向上を図ることが欠かせません。

本市では、教職員の資質向上を図る研修を進めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現につながる授業改善を推進し、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」と「生きる力」をつけるための研究に取り組んでいます。

◆教職員研修

指定研修	初任者研修 中堅教諭等資質向上研修
教職員全員研修	学力・人権・特別支援等研修 調査研究報告
養成研修	教職2年次・3年次研修 授業力向上研修 ミドルリーダー研修 学校マネジメント研修 授業研究会 特別支援教育研修 ICT研修等
希望研修	教科等研修 特別支援教育研修 ICT研修 実技・実務研修等

平成23年(2011年)より、子どもたちの主体的な学びをめざし、「予習」を活かす学習指導の工夫について、算数・数学科において調査研究を始め、翌年には国語科も加えました。平成28年度(2016年度)からは「予習」に加え、「こうか授業術5箇条」を取り入れることにより授業展開を構造化し、さらに「こうか授業術5箇条」の質を高める研究へと発展させています。平成29年度(2017年度)からは、学習指導におけるICT教材開発と活用の工夫について、また、平成30年度(2018年度)からは主体的な学びを高める外国語・外国語活動の授業づくりの工夫についての研究も始め、新しい学びに対応するための研究を進めています。

課題

社会が急激に変化し、学校教育を取り巻く課題も多様化・複雑化しています。子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、自分の人生を切り拓いていくための力として、思考力・判断力・表現力や主体的に学ぶ力などの育成が重視されています。このような新たな学びを支える教職員の養成と教職員自身が学び続けることが求められています。さらに、本市では、近年退職者数が多く、新規採用教職員が増えており、学校経営の中核を担うミドルリーダーと呼ばれる世代の教職員数の割合



が低いという状況があります。

そのため、教職員にはこれまで以上に、経験年数や職務に応じた専門的な知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力が必要となり、この力の育成が急務となっています。また、ICT教育、プログラミング学習等といった新たな学びに対応していく指導力の育成も欠かせません。

今後5年間に進める主な取り組み

教育研究所では、教職員に求められる資質・能力の向上をめざし、時代の変化や教育の新しい流れに柔軟に即応していくこと、キャリアステージに応じた高い課題意識をもって自律的に学び続けることができるよう、研修を進めていきます。特にミドルリーダー世代の育成を図る研修を構築していき、各校でのOJT^[18]の活性化をめざします。さらに様々な教育課題に組織的に対応できるよう、コミュニケーション力や連携力、リーダーシップ力を強化するような研修を充実します。

また、ICT教育等も取り入れながら子どもの学習意欲を喚起し、子どもの力を引き出し、伸ばすための指導方法の工夫改善や、主体的・対話的で深い学びの実現につながる研究をさらに進めていきます。

①教職員研修の充実

✧ 全員研修、初任者研修、2年次研修、3年次研修、授業力向上研修、授業研究会、ミドルリーダー研修、学校マネジメント研修、各校におけるOJT活性化への支援

⇒教職員の人間性・専門性・指導力を高めるため、経験年数に応じたステージ研修、教科教育・道徳教育・特別支援教育・人権教育・国際教育・ICT教育などの課題別研修を実施します。

②教育研究の充実

✧ 国語科、算数・数学科、ICT教育、外国語（英語）教育指導等に関する研究、校内研究の支援

⇒授業実践を通した先行研究を行い、研究で明らかになったことを毎年、研究紀要にまとめ、発信します。



<平成29年度 研究紀要>

[18] OJT: On the Job Training の略。日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取り組み。個人の成長と学校の課題解決をねらいとする

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

⑤ 教職員の働きやすい環境づくり

現状

教職員の働き方改革に関しては、平成29年（2017年）12月に文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」、平成30年（2018年）1月にスポーツ庁有識者会議「運動部活動に関するガイドライン（指針）」骨子、滋賀県教育委員会「学校における働き方改革取り組み方針」等が公表され、国や県において教職員の働き方改革の方向性が示されました。平成29年（2017年）6月に本市小中学校全教職員の時間外勤務を調べた結果、厚生労働省の過労死労災認定基準とされる月80時間以上の時間外勤務者が、小学校全職員の26.6%、中学校全職員の49.2%を占め、深刻な状況にあります。また、「働き方改革」に関する意識調査（市内小中学校教職員対象、平成29年（2017年）9月実施）の結果、「多忙だった原因」の上位の内容は以下のとおりでした。

【小学校】 ※複数回答あり

1. 提出物や成績の処理（53.4%）
2. 校務分掌に関する業務（52.8%）
3. 会議や各種打合せ（49.6%）
4. 各教科の教材研究に関する業務（45.6%）

【中学校】 ※複数回答あり

1. 提出物や成績の処理（56.9%）
2. 部活動の指導（53.6%）
3. 会議や各種打合せ（45.5%）
- 各教科の教材研究に関する業務（同）
- 校務分掌に関する業務（同）

また、「生徒指導に関する業務」（小学校19.4%、中学校37.7%）や「不登校児童生徒への対応に関する業務」（小学校13.2%、中学校31.7%）は、小学校に比べ中学校の方が多く、多忙の原因となっています。各校では、定時退庁日の設定や教職員の働き方の見直しと意識改革に関する研修会の実施、情報端末を活用した会議や打合せ、会議の削減と開始・終了時刻の設定、教職員のパソコン使用時刻による勤務時間の把握等に取り組んでいます。平成29年度（2017年度）に官民連携の教育支援プロジェクト会議を設置し、教職員の働き方改革の推進について協議し、具体的な取り組みについて検討してきました。また、多様な教育課題への適切な対応のためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談員、ケアサポーター、部活動指導員など専門性をもった多様な人材の配置を進めています。

教職員の学級事務等を効率的に進めるためのスクールサポートスタッフの配置、中学校の部活動については休養日の設定（平日1日、土日1日）や早朝練習を実施しない等、部活動のルールを策定しました。



課題

小学校は2020年度から全面実施される新学習指導要領より3・4年生の外国語活動と5・6年生の外国語教科化に伴う時間増があり、移行期間中での先行実施に伴う業務量の増加への対応を検討していくことが必要です。中学校は部活動に関して休養日の設定や早朝練習を原則実施しない等の取り組みを徹底していく必要があります。このことにより、朝の打合せや準備にゆとりが生まれるなど一定の改善が見られていますが、放課後は生徒指導や進路指導に関する会議や打合せ、部活動指導に時間が充てられるため授業の準備等は勤務時間外に行わざるを得ない状況があり課題となっています。

また、前述の「働き方改革」に関する意識調査の結果、「改善の余地があると考えられること」の上位の内容は以下のとおりでした。

【小学校】 ※複数回答あり

1. 会議や各種打合せ (49.3%)
2. 提出物や成績の処理 (43.4%)
3. 各種調査やアンケート等の処理 (39.4%)
4. 校務分掌に関する業務 (31.8%)

【中学校】 ※複数回答あり

1. 部活動の指導 (47.3%)
2. 会議や各種打合せ (44.9%)
3. 各種調査やアンケート等の処理 (37.7%)
4. 校務分掌に関する業務 (32.3%)

これらの課題を踏まえ、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、会議や各種打合せの改善、学校業務や運営体制の見直し、専門性をもった人材の配置、保護者や地域との連携、教職員の勤務時間管理等を推進し、教職員の働きやすい環境づくりに向けての取り組みが求められています。



今後5年間に進める主な取り組み

県の「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取り組みの5本の柱」に関わり、市教育委員会では以下の取り組みを進めます。

①学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

✧年間スケジュールの見直し

⇒学校行事、児童会生徒会行事、PTA行事など行事の精選も含め、業務量削減の視点で年間スケジュールを見直します。

✧学校事務共同実施の推進

⇒学校事務情報の共有化及び効率化を図るため、学校事務共同実施組織を推進します。

✧教職員を支援するシステム導入の検討

⇒校務の効率化を図るため、校務支援システムの導入を進めていきます。

✧スクールサポートスタッフの充実

⇒事務量軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、運営体制を充実させます。

②部活動について教員の負担軽減

✧活動日や活動時間に制限を設けた指針の提示

✧部活動指導員の配置、活用方策の検討

⇒部活動指導員を中学校に配置するとともに、効果的な活用に向けて活用方針の策定を進めます。

③専門性を持った多様な人材の活用

✧スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問指導員、ケアサポーターの配置による体制づくり

⇒多様な専門性をもった人材を活用することにより、課題をもつ児童生徒やその保護者に対する支援を、担任や学校だけでないチームで行います。

④家庭や地域の力を学校に活かす取り組み

✧学校の働き方改革に対する、保護者や地域等へ理解を促進

✧コミュニティスクール^[19]導入に向けた研究

⇒地域とともにある学校づくりをめざすコミュニティスクール導入に向けた研究を進めています。

⑤教職員の勤務時間管理

✧パソコンによる勤務時間管理の徹底と意識改革

⇒超過勤務縮減に向け、勤務時間をパソコンにより管理し、業務の効率化、業務分担の見直し等を行うとともに教職員の意識改革を促します。

[19] コミュニティスクール：学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校」を進めるためのしくみ



<県学校における働き方改革取組方針>

学校における働き方改革取組方針(概要版)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～ (～平成32年度)

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進

目 標

○ 超勤時間が月45時間超の教員を減らします	小学校 81.9% (※1) → 40%以下 中学校 88.9% (※1) → 50%以下 県立学校 28.6% (※2) → 15%以下 (全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合)
○ 年次有給休暇の取得を促進します	10.6日 (平成28年) → 14日以上 (1人あたり年間平均取得日数)

(※1) 文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、1週間あたりの学内総勤務時間数(教員)が50時間以上の者の割合
(※2) 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果(全教員を対象)において、超過勤務時間が月40時間以上の者の割合

取組の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な人材
の活用

家庭や地域の力を学校に
生かす取組

教職員の勤務時間管理

長時間勤務を改善するための共通の基準

(勤務時間関係)

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

(部活動関係)

- 休養日の設定
 - ・中学校：週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)
 - ・高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日
- 活動時間の設定
 - ・中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
 - ・高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
- 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※ 運動部活動および文化活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

⑥ スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員などの充実

現状

学校不適応や不登校児童生徒への支援や学校復帰に向けた取り組みは、大きな課題であると言えます。平成28年度（2016年度）の統計で、本市の不登校率は、小学校0.26%、中学校2.95%でした。小学校においては全国、県より低く、中学校においては全国より低く、県より高い結果となりました。

不登校は、学校における人間関係や学習不振に起因するもの、家庭環境・家族関係によるものなど、様々な要因が考えられ、地域、家庭、学校、関係機関との連携が重要となります。

◆市内公立小中学校30日以上欠席者数（病気・家庭の事情等含む）

（単位：人）

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
小学校	55	57	52	60	65
中学校	130	130	150	137	144
計	185	187	202	197	209

そこで市内小中学校では、スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、スクールカウンセラー、スクーリングケアサポーター^[20]などを配置し、教職員及び関係機関等と連携を図りながら、不登校や学校不適応など課題をもつ子どもや保護者への支援や本人を取り巻く環境への働きかけ等を行っています。

また、小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成30年度（2018年度）では、14校207人で、増加が加速していく傾向が見られます。これらの児童生徒が日本の生活や学習に適應できるように、県から日本語指導加配教員や非常勤講師が配置され、特別の教育課程を設定し、別室にて個々の状況に応じた日本語指導を行っています。

◆日本語指導が必要な外国人児童生徒数

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
日本語指導が必要な外国人児童生徒数	152人	138人	151人	190人	207人
内、日本語がほとんど話せない児童生徒数	27人	14人	24人	33人	24人
日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数	10校	11校	14校	13校	14校

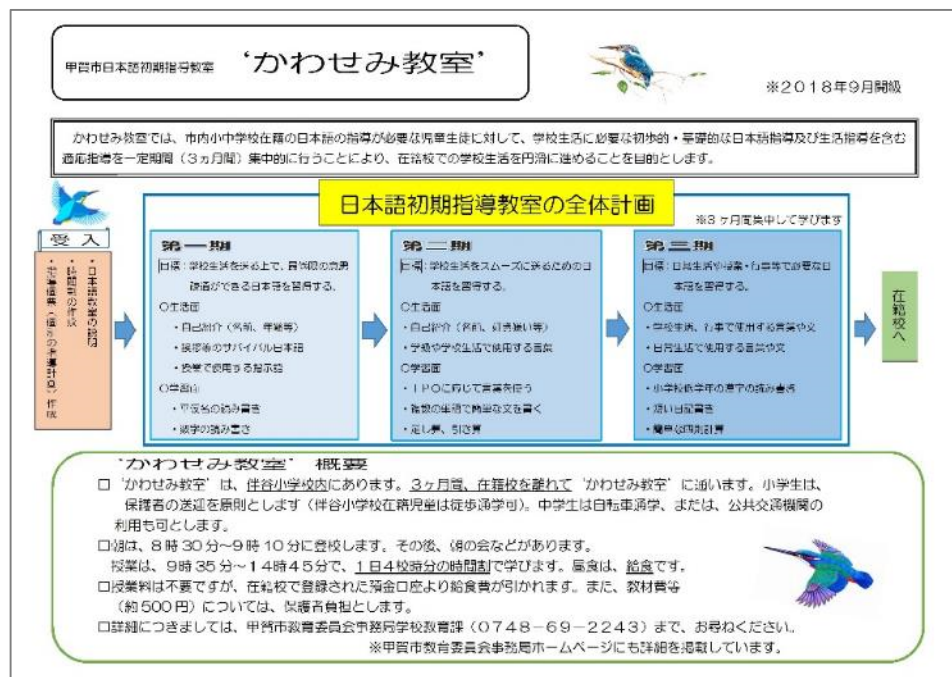
[20] スクーリングケアサポーター：集団への不適応傾向や不登校傾向をもつ児童生徒に対して、活動を共にしたり相談による関わりを多くもち、集団への適応力向上に努めるため、学校に配置される支援員



平成26年度（2014年度）における加配教員は5校5人の配置でしたが、平成30年度（2018年度）の加配教員は6校6人と増加しています。外国人児童生徒の増加とともに、在籍校の数も増える傾向が見られます。

平成30年度（2018年度）の母語支援員は、ポルトガル語5人、スペイン語1人、タガログ語1人、中国語1人の計8人で、在籍校の時間割に割り当て、複数校を巡回しながら、母語による学習支援や生活支援を行っています。また、家庭訪問、進路や生活指導にかかる懇談の通訳や学校が発行する文書の翻訳業務を行っています。

平成30年（2018年）9月には、来日もない外国人児童生徒がスムーズに学校生活に適應できるよう、日本語初期指導教室を開設しました。



さらに、集団不適應や生徒指導等の課題をもつ児童生徒を中心とした学力補充を行うため、平成29年度（2017年度）から本市では学力育成指導員を5名拠点校に配置しています。支援員は、学力及び生活にかかる児童生徒の状況把握と課題の整理を行い、計画的に、休み時間や放課後、長期休業中に学力補充を進めています。

そして、これまで各自治振興会や各区で取り組まれてきた学校外での学びと居場所づくりを支援するための体制づくりも進めています。



課題

学校における組織的な取り組みの結果、長期欠席児童生徒に一定の改善が見られるものの、不登校児童生徒が飛躍的に減少するには至っていません。本人を取り巻く様々な課題を解決するために、明確な役割分担のもと、より一層丁寧な対応が求められます。

また、今まで以上に福祉的な支援方法を学校現場にも取り入れながら、教員のアセスメント力や環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る必要があります。そして、新たな不登校児童生徒を生み出さないための組織的な取り組みを推進することも重要です。

次に、日本語指導等が必要な児童生徒への対応については、社会経済状況の変化等に伴う急な転出入や帰国に緊急に対応できる支援体制の整備が必要です。

日本語指導においては、在籍校の時間割に割り当て、複数校を巡回しながら母語による学習支援や生活支援を行っていますが、日本語が理解できないため、不安を抱えながらの学校生活を強いられる児童生徒の支援や、迎える側の学校を支援するために、日本語指導のできる教員の配置や日本語初期指導教室等による初期日本語の獲得を目的とした支援体制の継続が必要です。

また、年々定住する方も増加している中、外国人児童生徒の高等学校進学を含めた進路指導の充実が課題となっています。入試制度に関して、児童生徒や保護者への情報発信、理解の促進等について今後も関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

さらに、学力及び生活にかかる子どもたちの課題が多様化しており、個別に対応しなければならない状況が増加傾向にあります。多様な課題をもつ子どもに対応できるよう、教員経験の豊富な学力育成指導員の指導・助言を得ながら、若手教員の授業力と学級経営力を育成していく必要があります。



今後5年間に進める主な取り組み

不登校や学校不適応状態は、中学校1年生での出現率が高い傾向にあることから、小学校から中学校への接続期における情報共有や見守りが大切になります。小中連携事業とも関わり、学級生活満足度調査などを実施しながら、生徒の変化に早期に気づける体制をつくりまします。また、早期対応に向けては、兆候を示した児童生徒に対しては、的確なアセスメントを共有した上で、プランニング、実行へとつなげていく必要があることから、校内でのケース会議を推進します。その取り組みを進めるにあたっては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、訪問相談員などとも連携しながら、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、調整・改善を図り、不登校、学校不適応からの解決をめざします。

また、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語教室及び授業における日本語指導の補助や支援を充実させるとともに、日本語初期指導教室において、通級が必要な児童生徒に対して、一定期間の日本語初期指導を行います。

さらに、課題をもつ児童生徒を中心とした学習支援や学力補充を充実させるとともに、地域に根ざした学習支援の体制づくりを進めます。

①不登校対策の充実

✧ スクールソーシャルワーカーの派遣

⇒社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題解決に向けた支援を行います。

✧ 訪問相談

⇒家庭、学校と協力しながら、家庭訪問を通して、児童生徒の社会生活の適応力や自立への力を育てるよう支援を行います。

②日本語指導を必要とする外国人児童生徒等に対する指導や支援の充実

✧ 日本語指導加配教員の配置

⇒生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導を、在籍学級への入り込み指導と、日本語教室等での取り出し指導を行う教員を関係校に配置します。

✧ 母語支援

⇒外国語を母語とする児童生徒及び保護者がスムーズな学校生活が送れるよう支援をします。
⇒新しく日本に来た外国人児童生徒に対して、日本語初期指導教室で日本語指導・適応指導(生活指導を含む)を行います。

③課題をもつ児童生徒への支援の充実、地域に根ざした学習支援体制

✧ 学力育成指導員の巡回

⇒学力及び生活にかかる児童への学習支援と若手教員への指導・助言を行い、また、地域人材を活用した放課後教室等、地域に根ざした学習支援の体制づくりを行います。



教育施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(3) 青少年の健全育成

① 一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実

現状

発達特性により、支援を必要とする人について、保健・福祉・教育・就労・医療に関する関係機関が、乳幼児期・学齢期・青年期のライフステージを通じ、一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた豊かな発達や自立のための支援を適切につなぐ必要があります。

平成26年度（2014年度）に、発達障がいをはじめとする障がいのある乳幼児・児童生徒に対する支援がスムーズに引き継がれるよう発達支援システムが構築され、平成29年度（2017年度）から運用が始まりました。

乳幼児期から成人期までの継続した発達支援を行うため、各発達段階において相談体制を整え、支援につなげています。また、支援が途切れないためには、情報が適切に引き継がれることが重要であり、相談支援ファイル「ここあいパスポート」や園・学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を行っています。



<相談支援ファイル「ここあいパスポート」>

公立、私立の各園の在園児のうち、特別支援教育の必要な園児は、平成30年（2018年）2月1日現在513人（16.9%）です。また、市内小中学校の特別支援学級在籍者は、同年5月1日現在423人（5.6%）、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒は、同年10月1日現在1,402人（18.9%）となっています。また、言語や発達障がいに対する支援や指導を行うため市内7箇所開設している「甲賀市ことばの教室^[21]」には、同年4月1日現在、園児が87人、児童生徒が64人通級しています。

[21] 甲賀市ことばの教室：発音に誤りがある、ことばでうまく物事を表現できないなど、ことばや対人コミュニケーションの課題を抱える子どもに対し、自らの力を十分に発揮し、集団生活が送れるよう支援することを目的に、一人ひとりに合った指導や教育相談を行う



平成18年（2006年）7月、学校教育法に「特別支援教育」が位置づけられ、学校で平成19年（2007年）4月から本格的に特別支援教育が開始されて以降、特別支援が必要と認められる園児、児童生徒数は増加傾向にあります。

これは特別支援教育の理解が園や学校、保護者に広く浸透し、発達上の課題のある園児、児童生徒の把握が進み、相談や具体的な支援がこれまで以上に行われるようになってきたためであると考えられます。

また、不登校傾向の児童生徒の中には、発達上の特性を背景にもち合わせている子もいることから、その特性を見極めて適切な支援につながるよう教育相談の充実を図っています。不登校の児童生徒が、自分らしさを発見し、自己肯定感を高める社会的な生活を送り、自立していくための「生きる力」を身に付けることを目的に適応指導教室を設置し、児童生徒の学校復帰や社会的自立をめざしています。

◆特別支援が必要な園児及び児童生徒数

	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)
支援が必要な園児数 (各年2月1日現在)	315人 (11.9%)	485人 (15.9%)	490人 (17.2%)	513人 (16.9%)
支援が必要な児童生徒数 (各年10月1日現在)	795人 (9.1%)	988人 (11.9%)	1,146人 (14.5%)	1,402人 (18.9%)

[資料：市教育委員会調べ]

◆特別支援学級在籍者数

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
特別支援学級在籍児童数 (各年5月1日現在)	265人 (5.0%)	282人 (5.4%)	311人 (6.1%)	306人 (6.1%)	307人 (6.3%)
特別支援学級在籍生徒数 (各年5月1日現在)	83人 (3.0%)	82人 (3.0%)	87人 (3.3%)	102人 (3.9%)	116人 (4.7%)

[資料：市教育委員会調べ]

◆適応指導教室通級児童及び生徒数

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
適応指導教室通級児童生徒数 (各年3月1日現在)	39人 (39%)	22人 (28%)	23人 (23%)	23人 (25%)	20人 (19%)
市内不登校児童生徒数 (各年3月1日現在)	99人	101人	101人	91人	105人

[資料：市教育委員会調べ]



課題

各園・学校では該当園児、児童生徒に合わせた個別の指導計画を作成し、それに沿って指導実践・評価・記録を行い、指導の有効性を高める取り組みをめざしています。そのために、その指導計画の作成や指導内容について保護者との情報共有をさらに進めていく必要があります。

また、指導の連続性を図るために、個別の教育支援計画を保護者と共有して作成し、保護者の理解を得た上で学年間や学校間等の引き継ぎを確実に行う必要もあります。

特別支援教育は早期にその障がいを認知し、保護者の思いに寄り添った相談・支援・指導を行うことが何よりも重要です。さらに、社会自立に向け、発達段階でつきたい力を明らかにし、就労に向けた支援のあり方を検討していくことも求められています。

教職員の資質向上に向けた研修を充実させるとともに、管理職や特別支援コーディネーター（特別支援教育担当教員）のリーダーシップのもと、園・学校内はもちろん、関係機関との連携も併せ組織的な取り組みを行える体制づくりも必要です。

不登校傾向の児童生徒が、社会的な生活を送り、自立していくための「生きる力」を身に付けるため、個別支援計画を立てて個々の課題に応じた活動を行う必要があります。教育相談との連動により定期的な心理士の面談、個々の支援方針・具体的支援方法を保護者と共有していくことが求められます。



今後5年間に進める主な取り組み

発達障がいを含む様々な障がいをもつ児童生徒、学校不適応や不登校の課題をもつ児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒、経済的困難により就学援助を要する児童生徒など、特別な配慮を要する児童生徒の数は年々増加傾向にあり、その課題は多様化しています。個々の支援の必要性を的確に把握し、対象となる児童生徒やその保護者に対して、適切な指導や援助ができるよう取り組みます。

①障がい等特別な配慮を要する子どもや保護者への相談活動や支援の充実

✧ ことばの教室

⇒「ことばの教室」の指導環境の充実を図るとともに、通級応援を進めます。

✧ 教育相談

⇒児童生徒・保護者を対象に教育相談を行います。

✧ 特別支援

⇒日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒が在籍する小中学校に対し、看護師及び支援員を配置します。

②学校不適応・不登校をなくすための教育相談支援体制の充実

✧ 教育相談

⇒臨床心理士が行う教育相談に加え、各学校においても教育相談担当者を中心とした教育相談部会を設置し、相談支援体制の充実を図ります。

✧ 適応指導

⇒適応指導教室を開設し、不登校児童生徒を対象に学習や体験活動の場を提供し、学校復帰を支援します。

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(3) 青少年の健全育成

② 薬物・非行等の未然防止活動の展開

現状

青少年を取り巻く環境は、大きく変化してきており、それに伴い、青少年の生活や価値観に大きな影響を与えています。社会全体で青少年の成長を支え、育てる社会教育の取り組みが求められており、特に、青少年自らが健全な成長をめざすことのできる環境を整えることが重要です。

このような中、非行少年の早期発見と早期補導を目的に少年補導委員や学校関係者、警察署等による街頭補導活動を実施しています。近年、少年たちの行動が大きく変化する中、街頭で問題行動を起こす少年の姿を見かけることは少なくなっていますが、交友関係が広域化している現状もあり、非行防止、犯罪の抑止のため「見せる街頭補導」を実施しています。また、青少年の健全育成を阻む有害環境を取り除くため、有害図書を回収する白ポストの設置や有害図書取扱店、深夜営業店等への立入調査を実施し、有害図書の陳列や深夜の少年の立入禁止等に協力を求めました。さらには、街頭での啓発活動をはじめ、市内の小学校等での薬物乱用防止教室や誘拐防止教室等、きめ細やかな啓発活動を実施しています。

少年センターでは、青少年の健全育成を支援し、少年の非行防止活動の拠点として、思春期特有の悩みや自分の居場所を見つけられず将来への不安を抱えた少年の相談活動にも力を入れています。相談件数は年々増加傾向にあり、その内容は複雑化、多様化し、少年本人からの相談も増加しています。このような中、相談だけにとどまらず、その解決に向け、ワンストップで対応しています。

また、青少年を育成する団体等で組織される青少年育成市民会議や関係機関、地域、学校等と十分な連携を図りながら、青少年育成活動を支援しています。

◆少年非行の検挙補導状況

(単位：人)

		平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
刑 法 犯	犯罪少年	41 (4)	46 (3)	36 (4)	43 (5)	40 (3)
	触法少年	16 (4)	18 (1)	8 (1)	9 (0)	10 (1)
	小計	57 (8)	64 (4)	44 (5)	52 (5)	50 (4)
特別法犯少年		2 (0)	1 (0)	3 (1)	4 (1)	1 (1)
ぐ犯少年		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年		1,210 (345)	633 (117)	590 (99)	293 (57)	112 (8)
合 計		1,269 (353)	698 (121)	637 (105)	349 (63)	163 (13)

()内は女子で内数 [資料：甲賀警察署]



◆街頭補導活動

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
巡回補導 延べ回数	187 回	291 回	304 回	304 回	291 回
補導少年人数	596 人	843 人	756 人	502 人	705 人

◆啓発活動

(単位：回)

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
薬物乱用防止教室	12	21	20	23	18
誘拐防止教室	2	2	4	10	5

◆相談件数

(単位：件)

		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
延べ件数		469	341	511	387	435
手 段	来所(訪問含む)	242	166	226	121	146
	電話	221	163	285	259	289
	メール	6	12	0	7	0



<薬物乱用防止教室>





課題

様々な社会情勢の変化から、青少年を取り巻く環境が厳しくなるに従い、青少年の姿、現状が見えづらくなってきているとも言われ、また、非行や犯罪の低年齢化が懸念されます。複雑化、多様化する課題をもつ子どもたちの居場所を確保するとともに、「地域の子どもは地域で守り、育てる」の考えのもと、家庭や学校、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域での青少年健全育成活動がより効果的に行えるように、地域の実情に合った支援のあり方を考える必要があります。

青少年の健全育成は、社会全体で取り組むべき課題であることから、青少年を守り、育て、活動を支援しようとする地域の気運を醸成することが何より必要となります。

今後5年間に進める主な取り組み

青少年を取り巻く有害環境への対応や非行防止、薬物乱用防止のため、少年センターのさらなる充実を図り、地域や関係機関との連携を密にして青少年の健全育成に努めます。

①少年センターの充実

✧ 少年センターの運営

⇒関係機関、学校、地域社会等との連携により、少年センター機能の充実を図ります。

✧ 相談活動

⇒思春期特有の悩みや将来への不安を抱えた少年の相談に寄り添い、その解決に向け、ワンストップで対応します。

✧ 市内巡回

⇒青少年の健全育成を阻む有害環境を取り除くため、有害図書取扱店や深夜営業店等への立入調査を実施し、各事業者に環境浄化の協力を求めます。

✧ 啓発活動

⇒青少年育成団体や関係機関とともに、駅、量販店等、街頭において、青少年の健全育成に向けた啓発活動を実施します。

②少年補導委員活動の充実

✧ 少年補導委員活動の充実

⇒街頭補導や啓発等、少年補導委員の活動により、青少年の非行等の未然防止に努めます。

✧ 街頭補導活動

⇒非行少年の早期発見と早期補導を目的に学校関係者、警察署等と共に、イベントや量販店等で計画的、組織的な街頭補導を実施します。

✧ 薬物乱用防止教室・誘拐防止教室

⇒市内の小学校等において薬物乱用防止、誘拐防止について工夫を凝らした教室を実施し、啓発を進めます。



③青少年育成団体との連携

✧ 青少年育成市民会議等との連携、協力

⇒青少年育成市民会議、ボーイスカウト、ガールスカウト及び子ども会等、青少年育成に関わる団体と情報共有、連携を図ります。



＜巡回補導活動＞



＜誘拐防止教室＞

教育施策
の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(3) 青少年の健全育成

③ 生きる力を育む自然体験活動の推進

現状

自然体験や異年齢間での遊びといった豊かな人間性を育む機会が減少するとともに、生活の知恵や社会のルールを教え、伝える家庭や地域の教育力も弱まってきています。

子どもたちの成長に欠かすことのできない体験活動の中でも、特に自然体験活動は、人の営みの基礎となる「火・水・土・気」を学ぶとともに、その厳しい環境の中でこそ育まれる自己達成感や協調性から自尊心が培われる活動であり、それらを推進するため、甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づき、青少年自然活動支援センターが主体となり、青年リーダーの養成、青少年育成団体の指導者研修会、小中学生や親子を対象とするキャンプ事業を実施しています。また、甲南青少年研修センターにおいては、自然体験活動に必要な備品の貸出を行う他、平成29年度（2017年度）には、野外調理での安全意識や技術、知識の向上のため、野外調理研修施設を設置し、指導者や青年リーダーの研修事業に活用しています。

◆指導者研修会参加者数

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
開催回数	2回	2回	2回	1回	1回
参加者数	71人	59人	46人	125人	54人

◆貸出備品利用団体数（主な備品：テント、ライフジャケット、ダッチオーブン）

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
利用団体数	41団体	36団体	40団体	46団体	48団体

◆自然体験活動事業への参加者数

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
夏キャンプ	48人	40人	39人	29人	荒天中止
秋キャンプ	29人	47人	30人	25人	18人
親子 デイキャンプ	16組 62人	41組 129人	32組 96人	29組 89人	24組 74人

※実施年度により、募集定員が異なります。



課題

情報化の急激な進展により、子どもたちは多数のメディアを通じて疑似体験の中で、情報を得ることができ、直接体験が不足していると言われています。自然体験活動は、直接体験の中でも様々な「生きる力」を育むことのできる体験活動であり、次代を担う子どもたちに積極的に経験してほしい活動です。

そのためにも、青年リーダーの育成をはじめ、自然体験活動の楽しさや大切さを伝え、より安心、安全で効果的な自然体験活動を推進することが必要です。

今後5年間に進める主な取り組み

自由で創造性豊かな、健やかでたくましい青少年を育成するためには、青少年に直接関わる関係団体の支援及びジュニアリーダーや指導者の育成が重要です。関係機関や関係団体等と連携を密にし、地域、団体等において、様々な場面での安心、安全な青少年の健全育成事業の推進を図ります。

また、甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づき、自然体験活動に関わる指導者や青年リーダーを養成し、安全で効果的な自然体験活動事業を推進します。

①自然体験活動の推進

✧ 青少年自然体験活動指導者の研修

⇒各種団体等の指導者を対象に、自然体験活動を安全かつ効果的に提供できる知識、技術等の習得をめざした研修を実施します。

✧ 指導者、青年リーダーの養成

⇒安心、安全な自然体験活動を実施するために必要とする知識を習得する機会を提供し、人材育成を図ります。

✧ 自然体験活動の推進

⇒子どもの成長に欠かすことのできない自然体験活動を推進します。



<ライフジャケット>



<ドーム型テント>

教育施策
の柱

C 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 生涯学習環境の充実

① いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実

現状

生涯学習の拠点の一つとして、公民館については、地域の核となる5館の中央公民館とおおむね小学校区ごとに設けられた8館の地域館を設置し、学習環境の充実を図っています。

公民館は、個人の趣味や特技の研さんをはじめ、自主学習グループの活動や地域課題に関する講座の開催など、生涯を通じた学習の場として、さらに学びの成果を発表する場としても活用されています。平成30年度(2018年度)からは、公民館講座として、「甲賀市夢の学習事業」と題し、身近な地域課題に気づき、解決するための学習や世代を越えた学びあいの場を提供し、人づくり、地域づくりに資する事業を進めています。

また、平成29年度(2017年度)から公民館に配置している社会教育コーディネーターが、自治振興会や総合型地域スポーツクラブ^[22]、小中学校などを訪問し、地域の情報を収集することで、地域課題への気づきや地域人材を発掘し、活用につなげています。

◆公民館活用状況

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
自主活動登録 団体数	369 団体	361 団体	338 団体	335 団体	310 団体
講座開催回数	198 回	149 回	130 回	115 回	108 回
講座受講者数	3,130 人	2,777 人	2,200 人	2,314 人	2,118 人

課題

いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実をめざし、地域住民が自らの経験や知識を人づくり、地域づくりに活かすことで、生きがいや自己実現の機会や場を提供することが重要です。

また、地域や家庭の教育力を向上させるため、地域住民や保護者等の参画を得て、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進める必要があります。

[22] **総合型地域スポーツクラブ**: 身近な地域で「いつでも・どこでも・誰でも」気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営され、幅広い世代の市民が、自分の目的にあった様々なスポーツ活動を行っており、市内には各地域で10のクラブが設立。文化活動を取り入れているクラブもある



さらには、公民館の情報だけでなく、図書館や文化ホール、歴史民俗資料館などの社会教育施設との情報ネットワークを構築するなど、幅広い学習情報を共有化し、市民の学習ニーズに応えることも大切です。

今後5年間に進める主な取り組み

市民一人ひとりが、学ぶ楽しさ、交流することの喜びを実感し、「参加してよかった」、「学んでよかった」と思うことで、その学びを地域で活かすことができる生涯学習社会づくりを積極的に推進します。

公民館は、講座、教室等の開催とともに、地域課題の解決や家庭教育、自主学習グループの支援の場として、さらには、地域のコミュニティ施設としての機能を充実させます。

①市民の学習活動拠点施設としての機能充実

✧ 公民館の運営

⇒講座・教室の開催とともに、地域課題の解決や家庭教育、自主学習グループの支援の場として、また地域のコミュニティ施設として運営します。

✧ 講座・教室の開催

⇒個人の趣味や特技の研さん、地域や市民のニーズに即した講座・教室を開催します。

✧ 夢の学習

⇒子どもから高齢者まで地域みんなの居場所づくりをめざして、身近な地域課題に気づき、解決するための学習の場や世代を越えた学びあいの場を提供します。

✧ みなくち子どもの森の運営

⇒自然に関する情報センターとして、環境教育や自然への理解、関心を深める普及活動により、市民の環境意識と生涯学習意欲の向上を図ります。

②市民の自主的・自発的な学習の支援

✧ 生涯学習の推進

⇒地域発見学習から、体験的学習、理論学習までを体系的に組み合わせた連続講座により、一人ひとりの資質を磨き、地域づくりに関わる人材育成をめざします。また、異年齢交流により人と人との輪を広げ、生涯学習の振興を図ります。

✧ 自主学習グループの支援

⇒いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯を通じた学習の場を提供し、自主学習グループを支援します。



教育施策 の柱

C 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 生涯学習環境の充実

② 子どものときから本に親しむことができる環境づくり

現状

情報化の進展や生活スタイルの変化は、活字離れや読書離れを招いているとも言われています。このような中、生涯学習の拠点の一つである5つの図書館では、だれもが、いつでも本に親しむことのできる環境づくりを進めるため、利用者が館内において無料でインターネットを利用できる環境を提供するとともに、図書館ホームページから図書の検索・予約・貸出延長ができるサービス等、図書館の利用促進を図っています。

また、子どもが安心して豊かな読書ができる環境づくりのため、「甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画」の策定を進めています。本が大好きな「甲賀っ子」を育むことを目標に、楽しみながら本好きになれるよう「こども読書通帳」を配布する等、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

◆図書館利用状況

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
登録者数	33,910人	35,951人	37,935人	39,781人	41,467人
貸出冊数 (市民一人当たり)	7.1冊	6.9冊	6.9冊	6.8冊	6.8冊

◆こども読書通帳による50冊読了達成児童数

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
達成児童数	602人	340人	641人	987人	882人

課題

図書館が市民にとって身近で気軽な学びの場として、いつでも必要な時に知りたい情報を得られるように、新鮮で豊富な魅力ある資料を整備するとともに、資料の情報をまとめ、市民に発信するなど、様々な図書館サービスを周知していく必要があります。また、市内のイベントでの移動図書館や図書館まつりなど市民と連携した事業を展開しながら、人と本、人と図書館をつなげる機会づくりを推進することが必要です。



今後5年間に進める主な取り組み

子どものときから本に親しむことのできる環境づくりを進めるため、学校と図書館の連携を深め、子どもの読書活動の推進に取り組みます。また、市民の学習ニーズに応え、市民がいつでも情報を得られるよう、新鮮で豊富な魅力ある資料を整備するとともに、資料の情報をまとめ、市民に情報発信するなど、図書館サービスの向上を図ります。

①子どもの読書活動の推進

✧子ども読書活動の推進

⇒子どもが自主的な読書活動ができるよう啓発を行い、子どものときから本に親しむことのできる環境整備を図ります。

✧こども読書通帳の配布

⇒子どもたちが本を読む楽しさを知り、さらに深め、読書意欲を高めるため、また子どもたちが図書館を身近に感じることができるようこども読書通帳を配布します。

✧学校図書館等との連携

⇒学校図書館のリニューアルを順次進めます。また、学校へ学習支援パック^[23]を貸し出すなど、学校図書館と連携を図ります。

②図書館サービスの向上

✧魅力的で豊かな蔵書づくり

⇒市民が求める資料を的確に把握し、各館がより特色のある棚づくりを進めます。また、地域資料の体系的な収集・整理に努めます。

✧レファレンスサービスの充実

⇒市民の調べもののお手伝い（レファレンス）で回答してきた事例を、収集・整理して今後の調査に活用します。

✧読書環境の充実

⇒図書館の利用が困難な方への支援をはじめ、いつでも必要な時に知りたい情報を得られるよう、読書環境の充実を図ります。

✧学びと交流の場の提供

⇒本と人、人と人が出会い、新たな交流の場となるよう、講座・教室の開催や図書館まつりの開催など、生涯学習活動を支援します。



<免許皆伝証>



<こども読書通帳>

[23] 学習支援パック：小中学校の調べ学習で活用できる学習テーマに応じた資料を選書した図書のセット。「昔のくらし」「バリアフリー」「環境」など14テーマ

教育施策
の柱

C 生涯学習・文化・スポーツ

(2) 文化芸術の振興

- ① 文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援
- ② 文化・芸術・芸能の環境整備

現状

本市では、市内で培われてきた地域色豊かな風土・資源・歴史等を基盤として文化施策に取り組み、創造性豊かで、活気あふれる地域社会となるよう、文化・芸術・芸能の振興に努めています。

文化・芸術・芸能活動の拠点として位置づける市内4館の文化ホールでは、市民の多様で自主的な文化活動等を支援し、文化力の向上に努めています。平成29年度（2017年度）の利用者は年間延べ182,416人を数え、舞台を備えたホールの利用日数は663日あり稼働日数は53.8%となっています。

文化・芸術・芸能の分野で取り組む活動内容や手法は幅広く、中でも中核的組織として約180団体が加盟する甲賀市文化協会連合会があり、地域における文化振興の役割を担っています。

本市の魅力を再発見し、市内外に発信する事業としては、平成9年度（1997年度）から継続している「あいの土山斎王群行」や平成24年度（2012年度）から5箇年計画で取り組んだ短歌を公募する「あいこうかうたプロジェクト」があり、市外からも多くの参加や応募をいただくなど関心の広がりがうかがえます。また、平成29年度（2017年度）からは、子どもたちの将来の大きな夢を描く機会として「金の卵プロジェクト」を始め、一流のアーティストやスポーツ選手等と特別な出合いやふれあいの場を提供しています。

◆各施設の年間利用状況

(単位：人)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
あいこうか 市民ホール	64,828	68,098	79,338	68,669	71,080
碧水ホール	54,862	54,033	39,842	37,548	43,160
あいの土山 文化ホール	5,069	6,087	4,591	5,536	10,764
甲南情報交流 センター	50,576	61,877	68,342	62,576	57,412
合 計	175,335	190,095	192,113	174,329	182,416



課題

本市の文化資源を活かしながら、充実した文化活動等を持続させるには、次の世代へ引き継ぐ文化の担い手の育成や発掘、自主的な活動等の支援や、民間の文化事業者等の活力を生かした官民協働型の事業のさらなる展開が必要となります。今後も、甲賀市文化協会連合会を通じた支援に加え、市内文化ホールの自主企画事業を継続し、あらゆる年齢層を想定した市民を対象に参加型の文化・芸術・芸能活動の活動場所の提供や、本物の舞台芸術に触れ親しむ機会を増やしていくことが重要です。

また、市民の活動の発表や鑑賞機会等の情報を提供することが求められており、ホームページや広報、行政情報番組等を有効に活用する他、より多様な媒体、手段により情報提供を行うことが必要です。

本市では、平成31年度（2019年度）に「甲賀市文化のまちづくり計画・二次計画」の策定を予定していることから、社会情勢の動向を踏まえながら、計画策定の中で後継者の育成など課題解決に向けた方策を探っていきます。

また、施設の特性を活かした文化ホールの今後のあり方や管理運営の一元化、施策を推進するための専門的組織の構築等について議論を深めていく必要があります。

今後5年間に進める主な取り組み

文化・芸術・芸能活動を通して、地域文化の特色や社会状況を踏まえ、地域の魅力を伝え、伝統的、専門的な技術や知識を受け継ぐ人材を育てます。また、長期的な視点に立ったアートマネジメント能力を有する人材を育成し、文化・芸術・芸能活動の輪を広げていきます。この他、市民の自主的な文化・芸術・芸能活動が充実したものとなるように、支援を行っていきます。

また、文化的視点に立った文化施策を推進し、文化振興のための組織づくりを進めるとともに、歴史的建築物から現代にいたる既存の文化施設、まち並み、自然などを有効に活用していきます。

①文化・芸術・芸能の振興に向けた人材育成・活動の場の充実・自主活動支援

✧金の卵プロジェクト

⇒子どもたちに、一流のクリエイターとふれあい、学ぶことで、将来の夢を描けるような機会を提供します。

✧ジュニア・ダンス・フェスティバル

⇒市内各地でダンスに励む子どもたちが一堂に集い、交流しながらレベルアップする機会を提供します。

✧クレイアニメ制作教室

⇒子どもたちがあこがれるアニメーション制作を通じて、作品を共同で作り上げるやりがいや楽しさを学ぶ機会を提供します。



✧ 市民が企画し参画する文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大

⇒甲賀市文化協会連合会、文化・芸術・芸能の自主活動団体などが実施する各種文化祭、フェスティバル、その他多様な文化事業が拡充できるように支援します。

✧ 甲賀市美術展覧会、アール・ブリュット^[24]など芸術家等の創造活動への支援

⇒美術作品の発表と鑑賞の機会を提供し、創造活動を支援します。

②文化・芸術・芸能の環境整備

✧ 文化施設の利用促進

⇒市内文化ホール自主企画事業により多様な文化芸術の鑑賞と創作の機会を提供し、施設の利用促進を進めます。

✧ 高齢者・障がい者等全ての人の文化活動等の環境整備

⇒高齢者・障がい者などが、利用しやすい施設に整備していきます。

✧ 文化・芸術・芸能活動が活発に行われる環境づくりの推進

⇒他市の公共機関や民間の文化芸術関係機関との連携による共催事業に取り組む他、文化・芸術・芸能活動が活発に行われるように、各種団体に取り組む事業の後援を、広報面で協力します。



<金の卵プロジェクト>

[24] アール・ブリュット:「生(き)の芸術」と訳され、美術教育を受けず、人間の創造の衝動から生まれてきた芸術のこと



＜市内文化ホールの自主企画事業＞

ねんどが動く★
夏休み
体験講座
アニメをつくろう

うわぁ、動いてる！ークレイアニメ制作ー
ねんど(クレイ)を使ってキャラクターをつくり、少しずつ
変形させたり動かしたりしながらカメラで数枚の画像を撮影し、
パソコンとアニメ制作ソフトを使って連続して表示させることで
アニメーションを作成します。

平成30年
7月22日(日)
10時～16時(受付9時30分～)

- ★会場／雲水ホール
- ★対象／小学生(1・2年生は保護者同伴)
- ★定員／先着50人
- ★参加費／1人500円

※①汚れてよい服装でお越しください
②当日はお弁当をご持参ください

受付開始日
7月7日(土)10時～

あいこうが市民ホール窓口にて受付開始
※1人につき2人分までの申し込みとします
※当日に限り電話・FAX・メール等での申し込みは受け付けません

【受付時に選定してください】★
はじめてコース
こだわりコース
(こだわりコース…過去2回授業
に参加したことのある経験者や高学
年の子どもたち対象のステップ
アップしたコースです)

主催／甲賀市教育委員会・あいこうが市民ホール
協力／E・M・シティー・コンソーシアム

問・申／あいこうが市民ホール(月曜休館)
TEL 62-2626 FAX 62-2625

＜募集チラシ＞

教育施策
の柱

C 生涯学習・文化・スポーツ

(3) スポーツの振興

① だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり

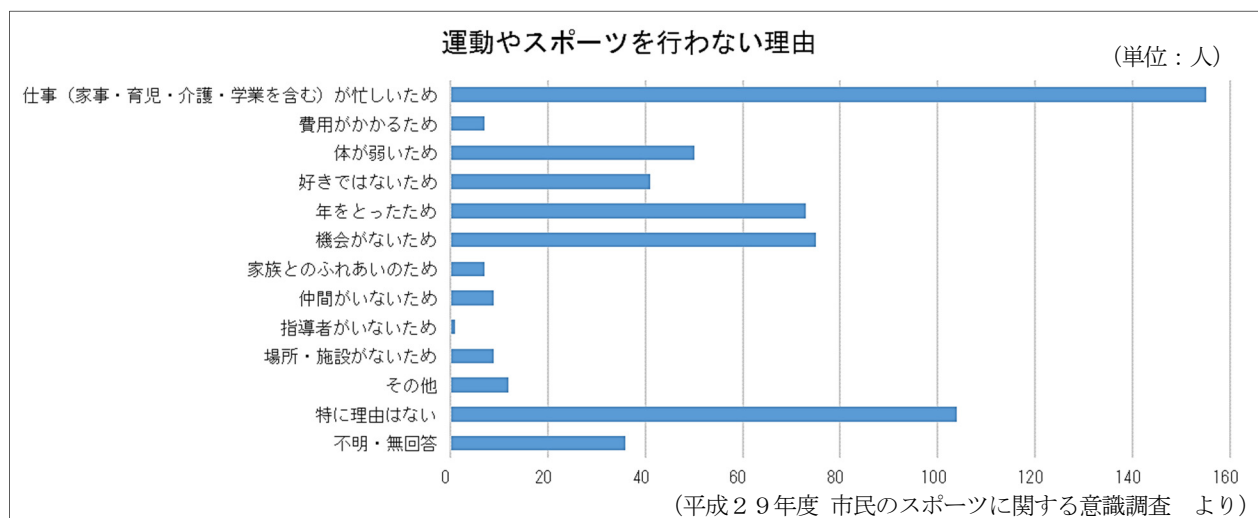
② スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

現状

「あなたの暮らしにスポーツを！スポーツで“しあわせ”を感じるあいこうか」を基本理念とする「甲賀市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進、子どもの体力向上とスポーツ活動の推進、地域のスポーツ活動の推進、競技スポーツの推進、スポーツ環境の充実の5つを基本方針として、市民の誰もが「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」のかかわりの中で、心身の健康と心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツを通して活気あふれるまちづくりを進めてきました。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2024年の国民スポーツ大会^[25]、全国障害者スポーツ大会の滋賀県開催など、徐々にスポーツへの関心や機運と、幅広い年代での健康志向、スポーツ活動への欲求が高まりつつあります。一方、仕事（家事・育児・介護・学業を含む）が忙しいために運動やスポーツができず、運動不足を感じているという市民もおられます。

本市では、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員会を中心に、身近に運動・スポーツに親しめるよう、地域スポーツ活動の推進・活性化に積極的に取り組んでいます。また、スポーツ少年団では、アクティブチャイルドプログラム^[26]を取り入れ幼少期からの活動を充実させ、子どもの健全育成の活動を日常的に行っています。この他、スポーツ協会では、特に競技スポーツの育成と推進に力を入れています。



[25] 国民スポーツ大会：国民体育大会が2023年からこの名称に変更

[26] アクティブチャイルドプログラム：日本スポーツ協会が開発した、子どもが発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム



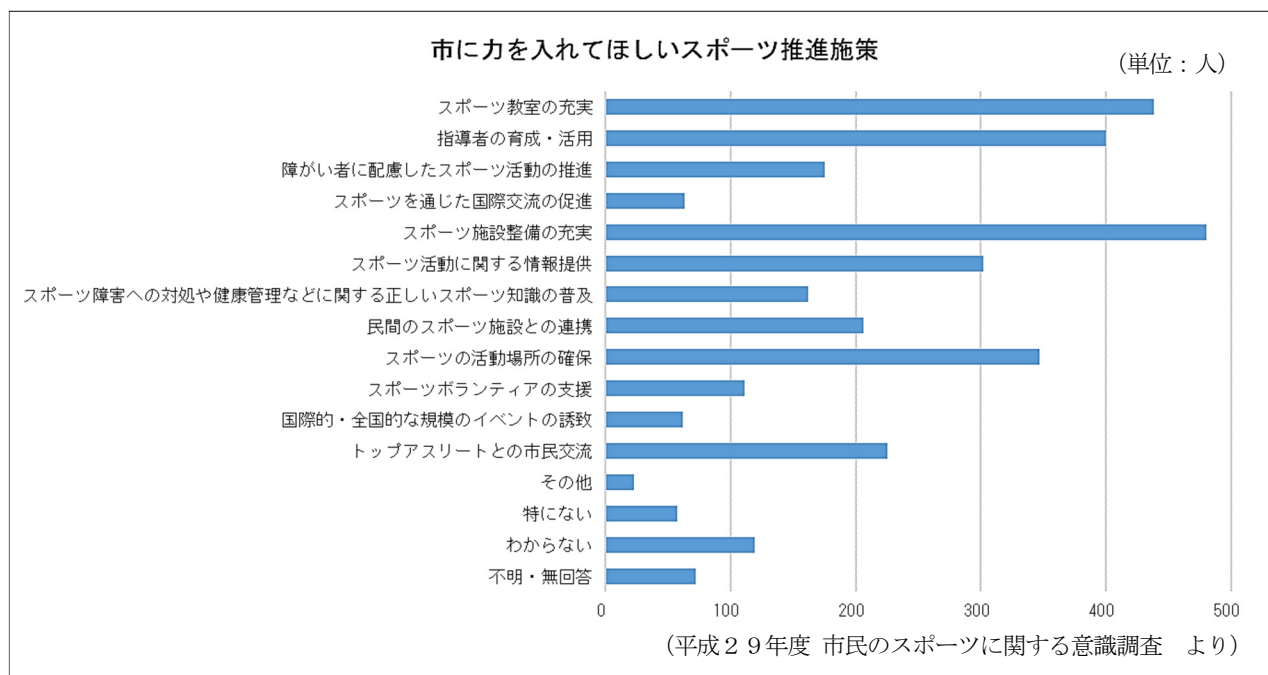
課題

子どもの体力や運動能力の低下がみられます。幼少期からの遊びを通した身体活動を促進するとともに、小中学校において、運動・スポーツへの積極的かつ継続的な取り組みが求められます。また、子育て世代や働き盛りの世代の人たちが多忙により運動・スポーツの機会があまり得られていません。気軽に体を動かせるようなメニューの提案や環境づくりの取り組みが必要です。

さらに、障がい者スポーツ活動推進のための「する」「支える」支援の取り組み、競技スポーツ推進のための指導者育成や一貫指導体制の構築などに、より一層の充実を図ることが必要です。日常生活において、様々な機会を利用して、幼児期から高齢者まであらゆる世代において体を動かす機会を確保し、広げていかなければなりません。

生涯スポーツ社会を実現するために、大きな役割を担っている総合型地域スポーツクラブは、10クラブが設立され、地域スポーツの振興に寄与していますが、各クラブでは、財源の確保やクラブ運営を支える人材の確保等が課題となっており、クラブが自主的・主体的に運営できるよう、さらなる支援が必要です。

スポーツ環境の充実の面では、施設の充実などのハード面だけでなく、東京オリンピック・パラリンピックや国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、ホストタウン事業の推進をはじめ、本市の豊かな自然環境等を活かした地域の活性化や体力、健康の保持増進、生きがいづくりに向け、さらにスポーツを通じた交流事業を推進していく必要があります。





今後5年間に進める主な取り組み

全ての市民が、生涯にわたってライフステージや体力、目的に合わせて、身近にスポーツに親しみ、スポーツを通じて、健康の保持増進と心豊かな生活を送ることができるよう、地域のスポーツ活動の推進、生涯スポーツの推進に積極的に取り組みます。

また、スポーツ施設については、利用しやすいスポーツ施設となるよう管理運営に努めます。

この他、市民の「する」「みる」「支える」スポーツ好循環創出のため、スポーツ少年団、スポーツ協会、(各競技団体)、障がい者スポーツ、高齢者スポーツにおける指導者の育成と資質向上にも努めます。

①だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり

✧ 総合型地域スポーツクラブの活動の充実

⇒自治振興会等の連携により地域住民のニーズにあった、身近で親しみやすいスポーツ教室やイベントの開催等、活動の充実を図ります。

✧ スポーツ推進委員及びスポーツ指導員の活動の充実

⇒地域住民へのニュースポーツの普及をはじめ、スポーツ全般にわたる指導やコーディネーターとしての活動を市民へ提供します。

✧ 障がい者スポーツ活動の推進

⇒シンガポールとのホストタウン事業により、障がいのある人の「するスポーツ」、障がいのある人への「支えるスポーツ」を推進するための体制づくりに努めます。

②スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

✧ スポーツ施設の整備・充実と有効利用

⇒国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を見据えた施設整備と身近なスポーツ施設の充実、有効活用を図ります。

✧ 学校施設開放事業の推進と充実

⇒地域スポーツの拠点としての学校体育施設の活用の推進、地域住民の健康の保持増進並びに生涯スポーツ活動の充実を図ります。

✧ ニーズに応じたスポーツ指導者の育成と資質向上

⇒指導者研修会の充実と地域の人材や意欲の高い指導者への研修参加の促進、スポーツボランティアの育成に努めます。



＜プロ選手による指導＞



＜びわスポキッズフェスティバル＞

教育施策
の柱

D 歴史・文化財

(1) 文化財調査と保護

① 文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承

現状

本市は豊かな歴史資産に恵まれ、国・県の指定文化財等は130件（国登録文化財を含む）、市の指定文化財を含めた総数は277件、埋蔵文化財の遺跡数は551件を数え、県内有数の文化財を保有しています。

◆市内に所在する指定文化財等の件数（平成30年（2018年）4月1日現在）

		国	県	市	合計
有形文化財	建造物	7	3	18	28
	美術工芸品	絵画	3	11	14
		彫刻	11	52	112
		工芸品	1	15	17
		書跡・典籍・古文書	3	16	22
		考古資料		6	6
		歴史資料		1	1
		美術工芸品小計	53	101	172
	小計	60	21	119	200
無形文化財				1	1
民俗文化財	有形民俗文化財	1		3	4
	無形民俗文化財		3	4	7
	小計	1	3	7	11
記念物	史跡	4	7	13	24
	名勝			2	2
	天然記念物	(1) 1	1	5	7
	小計	(1) 5	8	20	33
選択文化財	無形民俗文化財	2	11		13
登録文化財	登録有形文化財（建造物）	19			19
合計		(3) 87	43	147	277

備考：1 国指定の有形文化財は重要文化財の件数を示し、うち国宝の内数を（ ）内に示す

2 国指定の天然記念物の件数のうち、特別天然記念物の内数を（ ）内に示す

3 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は指定件数を示す

無形文化財は信楽焼であり、その保持者は9名である

4 選択文化財の欄は選択件数、登録文化財の欄は登録件数を示す

〔資料：市教育委員会調べ〕



こうしたかけがえのない文化財を後世へと確実に継承するために、建造物や仏像などの有形文化財の調査を実施し、その価値を明らかにするとともに、適切な保存・管理を行っています。

埋蔵文化財では、毎年開発にともなう調査を実施していますが、聖武天皇が造営した「国史跡紫香楽宮跡」関連遺跡である東山遺跡では、平成29年度（2017年度）の発掘調査で大型建物跡が発見され、さらなる紫香楽宮跡の広がりが考えられるようになりました。

また、水口町市街地に隣接する「古城山」に築城された「水口岡山城跡」は、平成24年度（2012年度）から4年間に及ぶ発掘調査の結果、その歴史的価値と良好な保存状態が認められ、国史跡に指定されました。こうした発掘調査の成果などにより、今まで不明であった甲賀の歴史が徐々に明らかになりつつあります。

さらに、中世六古窯のひとつである信楽焼については、文化財として保護すべき信楽焼の製作技術・技法を明らかにするために、窯業従事者からの聞き取りや製造用具の収集を行う製造技術総合調査を始めました。

祭礼行事等の無形民俗文化財については、少子高齢化や過疎化による担い手不足で継承が危ぶまれる中、行事の記録保存を図るために映像収録に取り組んでいます。

課題

わがまちの歩みを知る貴重な歴史遺産が失われる前に調査を実施し、その価値を明らかにし、保護することが重要です。そのためにも長期にわたる継続的な調査計画や調査体制を確立するとともに、市独自の指定基準などの整備が必要となります。

また、集積した歴史データを有効に利用するための整理や分析を行うことで甲賀の歩みを多くの人々に伝えるとともに、国史跡の紫香楽宮跡や水口岡山城跡をまちづくりに活かし、永続的な保護と継承を図るための整備や活用事業の推進が求められています。

市内にはまだまだ貴重な歴史遺産が潜在しており、先人が残してくれた地域の財産を次世代に継承するために、適切な保存修理を施すことが重要です。また、祭礼等行事伝承のための後継者育成等、文化財保存への意識づくりが課題となっています。



今後5年間に進める主な取り組み

市内の様々な歴史遺産や埋蔵文化財の散逸や開発による破壊を防ぐために、文化財の実態調査や発掘調査に努め、貴重な物件について指定を進めます。また、文化財の価値を損なうことなく後世に継承するために適切な保存修理を実施し、文化財を火災・盗難から未然に防ぐよう防災防犯対策を行います。

市民が主体的に保存継承してきた地域の歴史資産を、今後も地域の誇りとして守っていきけるよう、「地域の文化財は地域で守る」を基本に、市民が参画できる仕組みづくりをめざし、保護意識の啓発に努めます。

①文化財の管理と保存、伝承活動支援

✧文化財保護審議会の開催

⇒本市の文化財指定についての審議を行います。

✧文化財の市指定

⇒貴重な歴史遺産を指定文化財と定め、保護の措置を図ります。

✧民俗文化財の伝承

⇒祭礼行事の開催など民俗文化財を伝承します。

✧指定文化財防災管理

⇒指定文化財を火災や盗難被害から守るための設備の設置や適正な管理を推進します。

✧史跡・天然記念物保存活動支援

⇒史跡や天然記念物の整備や保存活動を支援します。

✧指定文化財の保存と継承

⇒指定文化財を良好な状態で保存し、次世代へ継承します。

②文化財調査の推進

✧建造物調査、美術工芸品調査、古文書調査、史跡名勝天然記念物調査、民俗文化財調査、市内遺跡緊急発掘調査など

⇒未指定文化財の実態調査や埋蔵文化財の調査を行います。

③市民を対象とした文化財保護意識の醸成、啓発

✧文化財防災防犯対策

⇒文化財を災害や盗難から守るため、所有者への啓発を行います。

✧研修会の開催

⇒文化財の研修会を開催し、文化財保護意識の向上を図ります。

✧郷土史会等支援

⇒文化財の調査研究・保存活用などを行う団体の活動について支援します。



＜油日神社楼門及び回廊＞

国指定重要文化財（明治39年指定）



＜水口曳山祭＞

滋賀県指定無形民俗文化財(昭和60年指定)



＜水口岡山城跡での発掘作業の様子（水口町水口地先）＞



教育施策 の柱

D 歴史・文化財

(2) 文化財等の活用

① 市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

現状

地域の文化財を、市民と協働で守り、活用していくために、様々な取り組みを行っています。

『甲賀市史』の刊行では、新しい資料の発見も相次ぎ、多くの市民にこのまちの悠久の歴史、全国に誇れる文化の豊かさを再認識していくことにつながり、郷土史会等を通じてさらに深く郷土を研究するきっかけとなりました。

また、地域にある有形、無形の多様な歴史遺産を活かし、地域の活性化や観光振興に活用するために、平成31年度(2019年度)をめざし、文化財の保存と活用の基本方針となる「歴史文化基本構想」の策定を進めています。平成29年度(2017年度)には、「忍者」と「六古窯・信楽焼」が「日本遺産」の認定を受け、歴史遺産を活用した魅力発信の取り組みを実施しています。

文化財等の活用事業としては、国史跡にちなんだイベント、歴史講演会の開催など地域住民、市民団体と共に史跡をまちづくりに活かす事業を行っています。

歴史民俗資料館等の施設では、文化財の公開活用を行うとともに、学校との連携も進め、地域学習の一環として、民俗資料を活用した体験学習や出前講座を実施しています。また、紫香楽宮の歴史を学習してもらうために小学校の郷土資料室の展示リニューアルや子ども向けの文化財ガイドブックを作成するなど学習教材を提供しています。



<甲賀市史全8巻の刊行 平成28年12月>



課題

まちの歴史を知することは、これからのわがまちの進むべき方向を見定める上で大切なことであり、『甲賀市史』の編さんや文化財調査で収集した資料を、地域の歴史を知る身近な資産として活用していくことが大切です。

そして、地域の歴史文化を市民の手で主体的に保護活用していただけるよう市民団体との協働した取り組みの推進や、また各地域にある郷土史会など歴史愛好団体が互いに連携し、一体となって活動していくことが重要です。

また、国史跡の「紫香楽宮跡」や「水口岡山城跡」については、地域や市民団体と協働して、まちづくりや観光資源としても活かし、魅力ある地域文化を創出できるよう本格的な整備の実施と積極的な活用が求められます。

次に、市内の歴史民俗資料館等の施設では、それぞれ特色ある展示を行っていますが、地域の資料館としての役割を維持しながら、市民が歴史文化を感じるまちづくりに貢献できるよう運営していくことが課題です。将来的には拠点となる施設について、総合的に検討を進めます。

さらに、歴史に学ぶことの大切さを子どもたちに伝え、郷土への愛着心を育むとともに、誇りをもってわがまちの文化を語れる子どもたちを育成することが必要であり、教育現場との連携も重要な課題といえます。

◆資料館利用状況

(単位：人)

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
水口歴史民俗資料館	3, 122	3, 359	3, 153	2, 690	2, 955
水口城資料館	4, 149	5, 063	5, 588	4, 377	4, 857
土山歴史民俗資料館	2, 792	3, 629	3, 321	3, 221	3, 075
東海道伝馬館	7, 184	6, 679	6, 237	6, 658	6, 911
甲賀歴史民俗資料館	666	565	604	559	618
甲南ふれあいの館	1, 729	1, 121	1, 233	1, 047	1, 134
総 計	19, 642	20, 416	20, 136	18, 552	19, 550



今後5年間に進める主な取り組み

これからの歴史遺産の継承には「市民との協働」が不可欠です。市民が主体的に保存継承してきた歴史遺産を今後も地域の誇りとして守り、保護、活用するため、市民の文化財保護意識の醸成と、市民が参画できる仕組みづくりをめざします。

さらに、資料館での展示や歴史講演会、探訪事業等により、本市の豊かな歴史文化に親しめる機会づくりに努めます。特に次代を担う子どもたちへ郷土の歴史や文化を伝えることが大切であり、資料館を中心に学校教育と連携して地域学習を推進します。

さらに国史跡の紫香楽宮跡や水口岡山城跡等の歴史的価値の高い史跡を適切に保存し、地域や市民の生活に活かすために積極的な整備活用を図ります。

そして、文化財をまちづくりに活用できるよう、観光事業とも連携し、魅力の発信を進めるとともに歴史と文化を感じられる甲賀らしい地域づくりをめざします。

①歴史遺産の継承及び積極的な活用

✧ 歴史講演会の開催

⇒文化財、歴史関係の講演会を開き、文化財保護について普及を図ります。

✧ 文化財案内ガイドブック・パンフレットの作成

⇒案内用のガイドブックやパンフレットを作成し、文化財の活用を図ります。

②資料館施設における公開活用事業の充実

✧ 歴史民俗資料館等展示会開催

⇒歴史民俗資料館の展示を充実させ、文化財の公開活用を図ります。

✧ 歴史学習・子ども体験学習会の開催

⇒資料館施設や学校への出前講座で、民具を活用した昔の暮らし体験などの地域学習を学校と連携して行います。

③史跡等の整備活用

✧ 史跡紫香楽宮跡の整備活用

⇒整備活用計画に基づいて市民とともに史跡整備を実施し、活用に努めます。

✧ 水口岡山城跡活用

⇒見学者のための史跡の環境整備や調査資料の展示公開など史跡の活用に努めます。

④歴史遺産を活用したまちづくりの推進

✧ 市民との協働・連携

⇒市民との協働や連携による事業を行い、歴史遺産を活かしたまちづくりを進めます。



＜市民協働事業（よみがえれ水口岡山城）＞



＜学校での出前授業＞



＜紫香楽宮CG復元図＞



教育施策
の柱

E 道徳教育

(1) 道徳教育の推進

① 豊かな心と感性を育む教育の推進

現状

児童生徒が命を大切にする心や、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることはとても重要です。また将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくための必要な資質・能力を養うために、道徳教育がこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待され、小学校は平成30年度（2018年度）、中学校は平成31年度（2019年度）から、「特別の教科 道徳」が全面実施となります。各校では、道徳教育推進教師を中心に、子どもの実態や課題、地域性を踏まえた年間指導計画を作成しています。

急激な社会の情報化が進み、コミュニケーションの取り方や人間関係づくりに関わる変化は、子どもたちの生活にも大きく影響しています。日常的にインターネットやSNSを使用する子どもの低年齢化が進み、人との直接的な関わりよりも間接的な関わりが増えたことにより、インターネット上でのいじめが生まれるなど、道徳教育で取り扱うべき新たなテーマが生じてきている状況にあります。

このような現状の中、「特別の教科 道徳」では、考え議論する問題解決的な学習や体験的な学習を通して、子どもたち自身が考え行動できる道徳的实践力の育成を図っています。そのことにより、子どもたちが自分を振り返り、人との関わりを大切にする態度と、社会に奉仕する心を育成しています。

課題

「特別の教科 道徳」がめざすものは、子どもたちの道徳性を養うことです。学校で行う道徳教育の要として、その役割が果たせるよう計画的・発展的な指導を行うことが必要です。不登校やSNS等による目に見えにくいいじめ、相互的なコミュニケーションの困難さ等、様々な課題が錯綜していることから、人との関わりを大切にし、自分と異なる意見と向き合い議論する中で、道徳的価値について多面的・多様的に学び実践する態度を育成していくことが、より重要となっています。また、道徳科で学習したことが実践できる機会を設けるため、学校の行事や様々な活動を含む指導計画を作成することが大切となります。

また、教員が「議論する道徳」につながる指導法を創意工夫し、児童生徒が、自分ごととして考え、道徳の授業が心に響くものになるよう取り組みを進めていきます。そのためには教材の吟味や授業改善とともに、家庭や地域の人々との連携を図り、地域と家庭、学校が共に進める道徳教育について啓発していく必要があります。



今後5年間に進める主な取り組み

小中学校における学校全体で取り組む校内研修の充実を図り、道徳の時間の授業公開やゲストティーチャーの活用等を通じた学校・家庭・地域社会の連携を推進していきます。

①道徳教育全体計画、全体計画別葉、道徳科年間指導計画の策定と改善

✧道徳教育全体計画・年間指導計画の策定と見直し

⇒保護者や地域との連携や地域教材の活用等の推進に向け、全体計画や年間指導計画について、毎年見直しを行います。

✧全体計画別葉の策定と改善

⇒学校や地域の実態に応じて設定する重点目標の実現に向け、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が推進されるよう、毎年、全体計画別葉を策定します。

②教員の道徳科指導力向上

✧道徳科授業の研究

⇒「考え議論する」道徳科授業の指導法について研究します。

✧道徳教育推進プランの推進

⇒県教育委員会策定の「心の元気さんさんプラン」のねらいを共有し、道徳教育を推進します。

✧研修の充実

⇒県教育委員会主催の「道徳教育パワーアップ研修」参加と校内研修の充実を図ります。



<道徳教材>

平成30年度

心の元気さんさんプラン 滋賀県教育委員会

ねらい

- 1 道徳教育の研修会を実施し、学校全体で取り組む道徳教育の活性化を図る。また、道徳の時間(道徳科)の授業研究会を行い、「考え、議論する」道徳授業への質的変換を図る。
- 2 道徳の時間の全校的な授業公開やゲストティーチャーの活用等を実施し、家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進する。

「特別の教科 道徳」全面实施 小学校H30～ 中学校H31～

さん	かん	けん	さん
参 画	参 観	研 鑽	
ゲストティーチャーの活用	道徳の時間の公開	道徳教育の研修会	
保護者や地域の方、担任以外の教員等の効果的な活用を図る	学校の道徳教育のビジョンを示し、家庭や地域との教育力を組織化する	教育活動全体で行う道徳教育及び道徳の時間の研修会を実施する	
○導入段階、終末段階 等 ・様々な立場の方から直接学ぶことにより、道徳的価値理解の一層の深まりを図る	○道徳の時間の全校的な授業公開によって学校の道徳教育を発信 ○学校だよりや学年・学級通信等で、学校の道徳教育の取組を積極的に発信	○全体計画や年間指導計画の改善・充実 ・学校の重点内容項目の設定 ・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との連携 ・道徳コーナー(掲示物)の充実 ○「考え、議論する」道徳へ ・ねらいにせまる中心発問 ・心を揺さぶり思いを引き出す発問 等 ・ワークシート、役割演技、動作化 等 ・座席の配置、ペア・グループによる話し合い 等 ・ローテーション道徳、TT指導 等 ○効果的な評価の在り方の研究 ・ポートフォリオ評価、パフォーマンス評価、有効な評価の方法について 等	
プロジェクトの実施方法 ○参画・・・全学級年間1回以上、ゲストティーチャーを活用した授業を実施 ○参観・・・(例)全校一斉公開(道徳の日)、道徳についての懇談会等を実施 ○研鑽・・・研究授業及び授業研究会、講師を招聘しての研修会等を実施			

<県教育委員会策定 道徳教育推進プラン>



教育施策
の柱

E 道徳教育

(1) 道徳教育の推進

② 人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成

現状

本市では、地域との結びつきを大切にし、ボランティア学習や福祉学習、高齢者や保育園児とのふれあい活動等、地域の人々の協力を得ながら、各校が特色のある実践に取り組んできました。

また、地域の学校への協力意識も高く、子どもたちの安全を守るスクールガードや子ども安全リーダーの取り組みをはじめ、子どもたちのために学習支援や文化活動の指導に参画いただくなど取り組みを行っています。

地域から学校へ、学校から地域へ双方向の交流を通して、人の絆を大切にする心やボランティアの精神を育んでいます。

【主な取り組み事例】

- ・部活動としてボランティアによる福祉施設・サマースクールでの活動
- ・生徒会によるベルマーク収集やアルミ缶回収
- ・アイマスク体験・手話・点字・車いす体験
- ・高齢者との交流活動
- ・学校園での野菜づくりや昔遊び等で地域の人々と交流
- ・障がい者支援施設における運動会のボランティアや歌等の発表
- ・縦割りによる清掃活動
- ・地域住民参画の調理実習や伝統文化の体験学習



課題

地域行事への参加やボランティア活動を始め、地域社会との様々な関わりを通じて、他人を思いやり、互いに励まし合い、人と人の絆を大切にする心と、自分で考え、判断し、行動できる、これからの時代に必要な力をつけ、地域への愛着や誇りをもてるように子どもたちを育むとともに、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域を創るしくみを築き上げていく必要があります。

本市では、今までから学校が取り組んできた、ボランティア学習や福祉学習、交流活動などの取り組みの成果を踏まえ、地域と協働した取り組みを進めていく必要があります。

年間指導計画立案に際して、学校全体の教育活動(各教科、道徳、特別活動など)との関連を図りながら、取り組みに深まりと広がりをもたせることができるよう、効率的・効果的にカリキュラムをマネジメントすることが求められています。

今後5年間に進める主な取り組み

校内外における人とのつながりや絆、ボランティア精神を育むための学習を教科学習や特別活動、学校行事、道徳科等の年間指導計画に位置づけ、学校の教育活動全体で、児童生徒の意識の高揚をはかり、地域社会に積極的に関わろうとする意欲や態度を育成します。

①人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成に向けた取り組みの推進

✧ 地域交流活動・福祉学習・ボランティア学習の推進

⇒道徳、総合的な学習や特別活動、学校行事等を通して、地域を大切にする気持ちやボランティア精神を養います。

教育施策
の柱

F 人権教育

(1) 人権教育の推進

- ① いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人権教育の推進
- ② あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

現状

平成28年（2016年）3月発行の「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」における、「人権が尊重されるまち」になっていると感じる人の割合は38.0%であり、全ての市民が心から願う「人権が尊重されるまち」になっているとは言えない状況にあります。

この状況を踏まえ、本市では、平成29年（2017年）7月に「甲賀市人権に関する総合計画」及び「甲賀の人権教育基底プラン（改訂版）」を策定し、学校・園・地域・家庭・職場で人権尊重のまちづくりに向けた人権教育・啓発を推進しています。

学校・園では、各地域の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等で人権保育・授業研究会を開催し、人権についての基礎的な学びや、個別的な人権問題についての学びの充実を図るとともに、教職員・保育者の資質向上を図るため、新転任者研修会や全員研修会などを実施し、系統的・継続的・発展的な人権教育の推進を行っています。

また、地域・家庭・職場においては、人権尊重のまちづくり懇談会^[27]の実施や人権教育研究大会・人権教育連続セミナーを開催するなど、学習機会の充実や情報の提供を行うとともに、人権啓発リーダーの育成やスキルアップのための研修会を実施しています。

◆懇談会・セミナー等の開催状況

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
人権尊重のまちづくり懇談会の実施	開催回数 参加者数	延217回 延5,896人	延218回 延5,981人	延221回 延6,302人	延222回 延6,237人	延218回 延5,716人
人権教育研究大会の開催	開催回数 参加者数	年1回 228人	年1回 190人	年1回 213人	年1回 330人	年1回 400人
人権教育連続セミナーの開催	開催回数 参加者数	年11回 1,322人	年11回 1,240人	年11回 1,036人	年11回 1,248人	年10回 1,042人

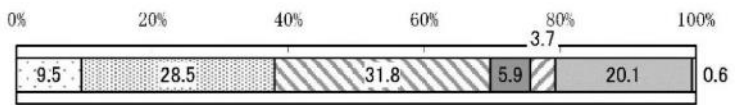
[27] 人権尊重のまちづくり懇談会:「地区別懇談会」の名称で市内の各区・自治会で人権についての学びの機会として実施されてきた会で、平成30年度(2018年度)からこの名称に変更



◆人権に関する市民の意識

○本市は「人権が尊重されるまち」になっているか

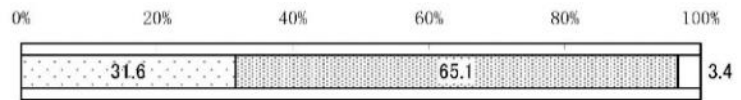
- ☐ そう思う ☒ どちらかといえばそう思う
☒ いちがいいはいえない ☒ どちらかといえばそう思わない
☒ そうは思わない ☐ わからない
☐ 無回答



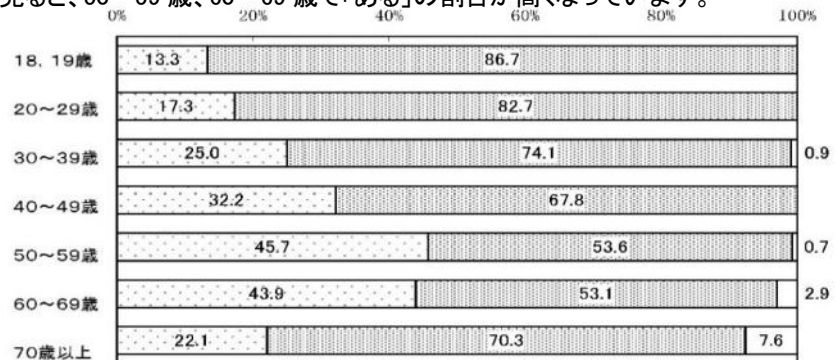
○人権に関する学習会への参加（3年以内）

「ある」の割合が31.6%、「ない」の割合が65.1%になっています。

- ☐ ある ☒ ない ☐ 無回答



【年代別】年代別で見ると、50～59歳、60～69歳で「ある」の割合が高くなっています。



(甲賀市人権に関する市民意識調査報告書 から抜粋)

課題

学校・園では、子どもの安心感・自尊感情を高め、人権感覚が磨かれるよう、「甲賀の人権教育基底プラン（改訂版）」に基づいて、相互に尊重しあえる人間関係づくりや子どもたちの発達段階に応じた指導のよりよい改善・充実のため、人権保育・授業研究会で行う研究事例をより多くの関係職員が共有し、各校園の実践を深める必要があります。

地域では、人権に関する学習会への参加年齢層は50代が最も多く、子育て世代や若年層で低くなっていることから、幅広い層を対象にした多様な学習機会の充実を図る必要があります。また、避けたり排除しようとしたりする意識を含む様々な人権課題に関する研修に加え、性の多様性やインターネットによる人権侵害といった新しい人権課題を取り入れた学びの場を提供する必要もあります。

家庭や職場では、身近な生活の場面であらぬうわさ・悪口・ハラスメントなどの人権侵害が起こらないよう、これまで以上に教育や啓発に取り組み、「知っているからしている」と行動につながる主体的な学びを構築する必要があります。

また、家庭の経済状況や家庭環境などにより、子どもたちの描く夢が狭められ将来の進路選択が限定されている事象も見られるところです。このような状況にある子どもたちを支援するためには、様々な関係部局や関係機関が連携しながら組織横断的に情報共有し支援体制を充実させ、自己実現を支える取り組みが必要です。

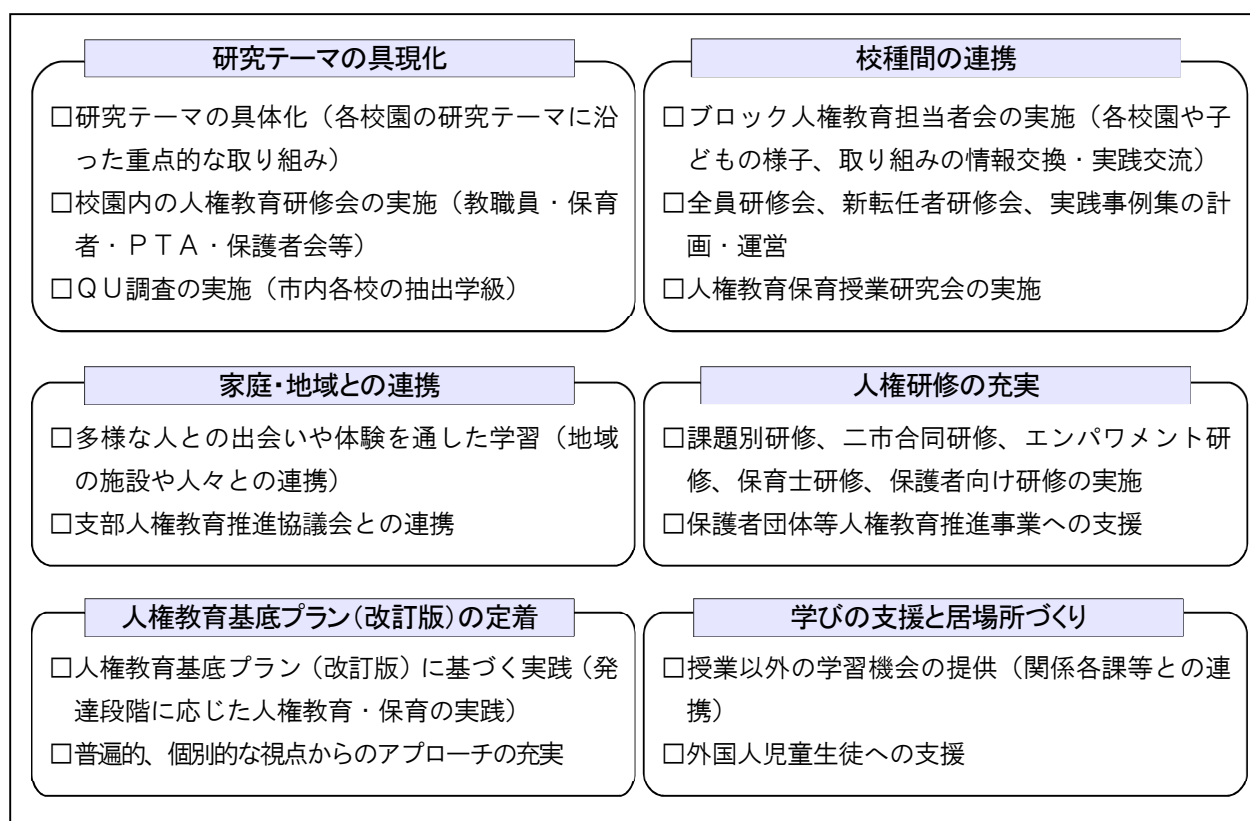


今後5年間に進める主な取り組み

「甲賀市人権に関する総合計画」に基づき、日常生活の中であたり前に人権が守り守られる地域社会を実現するために、全ての市民が、自他の尊厳と命を大切にし、まちづくりの主体としての実践力を高めることができる取り組みを推進します。

また、学校・園・地域・家庭・職場など生活のあらゆる場において、人権についての普遍的な教育と個別的課題についての教育を互いに関連させ、人権尊重の精神の涵養を図るとともに、市民・地域・市民活動団体・企業等との連携と、人権教育・啓発リーダーの育成に努めます。

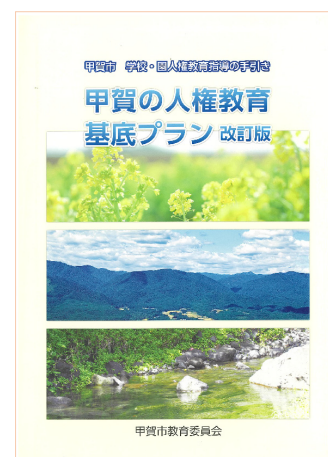
①学校・園における人権教育の推進



✧人権教育基底プラン（改訂版）の定着

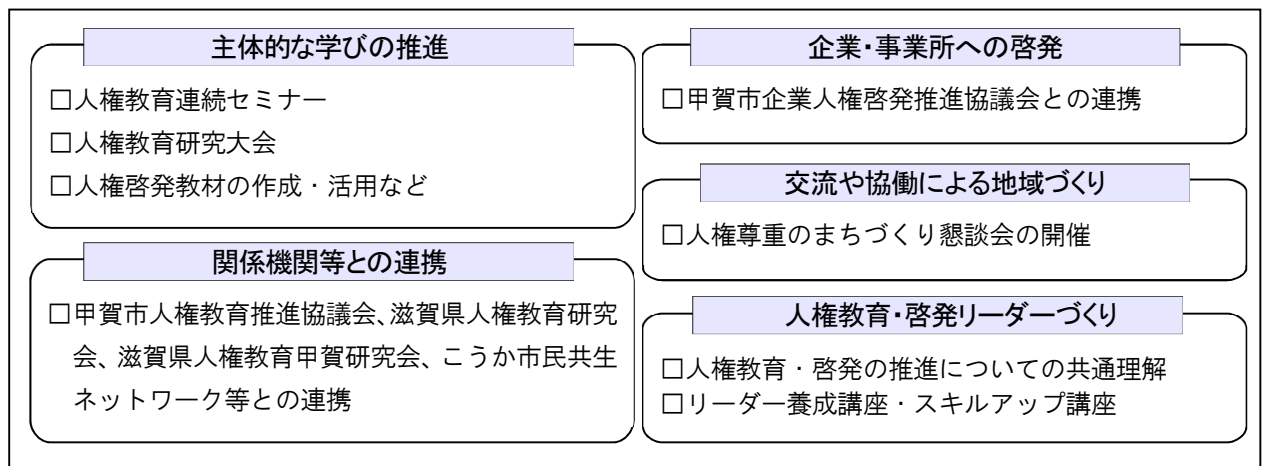
⇒「甲賀市人権に関する総合計画」に基づき、学校・園における人権教育指導の手引きとして策定した「甲賀の人権教育基底プラン（改訂版）」を活用して、発達段階に応じた人権教育・保育の実践が定着するよう推進します。

<人権教育基底プラン（改訂版）>





②社会教育における人権教育・啓発の推進



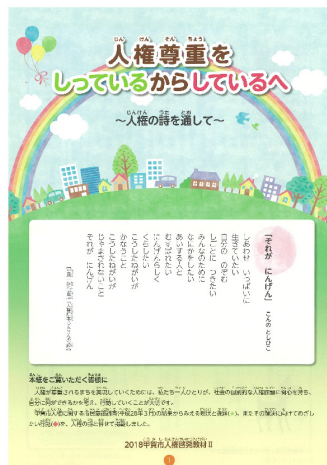
✧ 主体的な学びの推進

⇒市民に向けて人権に関する多様な学習機会を提供し、学べる機会の充実を図ります。

- ・人権教育連続セミナー、人権教育研究大会の開催
- ・人権啓発教材の作成・活用

✧ 交流や協働による地域づくり

⇒人権関係機関・団体と連携を図りながら、市民による人権尊重の地域づくりの推進を支援します。



＜人権啓発教材＞

✧ 人権教育・啓発リーダーづくり

⇒リーダー養成講座・スキルアップ講座を開催し、地域の人権教育・啓発を推進するリーダーを育成します。



教育施策 の柱

G 安全・防災教育

(1) 安全教育の充実

① 安全対策の啓発や安全指導の充実

現状

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、相手や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしています。そして、児童生徒が心身の発達段階に応じて安全について必要な事柄を理解し、日常生活に活かすとともに、危険を避けて安全に行動したり、相手や社会の安全のために貢献したりできるようにすることをめざすのが安全教育です。学校では、毎年、学校安全全体計画を作成し、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる態度・能力の育成を図っています。道徳や学級活動の安全指導に加えて、避難訓練や交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室等を学校行事として年間計画に位置付け、安全指導の充実を図っています。

また児童生徒会等で、安全に関する委員会による啓発活動を行う等、児童生徒の安全に行動するための知識と技能を育成しています。



＜小学校の交通安全教室＞



＜中学校の交通安全教室＞

課題

昨今、児童生徒が被害者となる事件や事故が残念ながら起こっています。そのため、児童生徒の生活の安全に対する不安が広がっており、安全教育の充実が課題となっています。なかでも、安全に関する知識理解にとどまらず、自分の安全を守るために、情報を正しく判断し、危険を予測して回避する力を育成することが必要となります。危険予知トレーニングや体験的学習、児童生徒による安全マップづくり等を通して、日常生活に活かすことができる安全指導を行うことが求められています。

また、学校における安全教育の目標として、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な基盤を培うとともに、将来にわたり自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことが求められています。



今後5年間に進める主な取り組み

児童生徒が、自分の安全を守るために、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動ができる危険予測、危険回避能力の育成をめざし、また、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な基盤を培うとともに、将来にわたり自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育成することをねらいとして、安全指導の充実に取り組めます。

①学校安全計画の作成

✧ 学校安全全体計画の作成

⇒全体計画、年間指導計画を作成します。

②安全指導の充実に向けた取り組み

✧ 交通安全教室

⇒小中学校において、警察等と連携しながら、交通安全教室を行います。

✧ 防犯教室

⇒小中学校において、防犯教室を行います。

✧ 薬物乱用防止教室

⇒小中学校において、薬物乱用防止教室を行います。

✧ 通学路安全マップの作成

⇒小学校において、通学路における安全マップの作成を推進します。



＜小学校で作成された通学路安全マップ＞



教育施策
の柱

G 安全・防災教育

(2) 学校・園における防災教育の推進

① 災害に適切に対応できる能力の育成

現状

平成23年（2011年）3月11日、東日本を襲った大震災は、現代の日本では最大の被害をもたらす大災害となりました。そしてこの経験が、学校における防災教育に関する意識を高め、その重要性を改めて考えるきっかけとなりました。

本市では、全ての学校で学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定しており、学校安全全体計画における災害安全に関する職員研修の実施、児童生徒の安全確保を図るための家庭や地域の関係機関・団体との協力体制等の整備を進めています。各学校においては、学校危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練を年間3回行い、また校務分掌に学校安全の中核となる教員（学校防災コーディネーター）を位置づけ、避難訓練の内容は、火災を想定した訓練のみに偏らないように行っています。

また、消防署職員等の学校防災教育アドバイザーを年に1回以上依頼し、専門的な見地からの指導助言を通して、防災体制の整備や防災教育のさらなる充実を図っています。併せて、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の重要性はますます高まっています。学校現場においては、防災訓練を始めとし、様々な教科の中で、防災のねらいに沿った要素を入れた防災教育を進めています。

園においても、危機管理マニュアルや防災マニュアル等に基づいて避難訓練を毎月行っています。

（教科書での防災教育の一例）

社会：地域の安全に役立てるための知識として消防署や消防施設のあり方

理科：自然災害の発生メカニズム

特別活動：ヒヤリハットマップの作成

課題

災害時等において、園児・児童生徒の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、園児・児童生徒自身が、危険を予測し、自ら回避できるような防災教育が大切です。従来の防災・防犯に加え、様々な非常時に役立つ避難訓練の内容を検討し、年間計画に位置づけていくことが必要となります。

こうした指導に際して、具体的な場面に即して考えさせる活動や体験的な活動を関連させながら園児・児童生徒の危険予測・回避能力を育成することが求められています。



今後5年間に進める主な取り組み

学校安全計画や学校防災計画に基づき、安全教育としての安全学習・安全指導、安全管理としての対人管理・対物管理、学校安全に関する組織的な活動として職員研修やスクールガード研修会の開催などを通して、児童生徒を事故や災害から守るとともに、児童生徒自身に災害に適切に対応できる能力を育てていきます。

①学校安全、防災教育推進体制の充実

✧ 学校安全計画・防災計画の策定

⇒毎年、学校安全計画、防災計画を策定します。

✧ 甲賀市学校防災コーディネーター担当者連絡会の開催

⇒各小中学校の学校防災コーディネーター担当者を対象に、学校防災の危機管理意識を高めます。

②災害に適切に対応できる能力の育成

✧ 避難訓練

⇒園は毎月1回実施します。内、年間1回消防署からの指導を受けます。

⇒学校は年間3回実施します。内、年間1回学校防災教育アドバイザーからの指導を受けます。

✧ 学校防災教育アドバイザー制度の活用

⇒消防署からの指導助言を受け、学校防災計画、避難訓練の改善を行うとともに、地域や関係機関との連携充実を図ります。



第4章 計画を推進するために

この章では、本市がこの計画を推進し、実効あるものとするため必要となる事項を示します。

計画推進にあたり、これまで市が構築してきた安全管理体制を堅持することと、事業に携わる者一人ひとりが安全に対する高い意識をもって事業を行うことを、全ての施策推進上の土台に据えて取り組みます。

1. 教育委員会機能の充実

平成27年（2015年）4月に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しが規定されました。

- ・教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ・全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ・教育に関する「大綱」を市長が策定

本市においては、平成28年（2016年）10月31日から新教育委員会制度に移行し、甲賀市教育大綱を策定しました。

人を育て、その自己実現を図るための環境を整えることを本務とする教育委員会には、より高い使命感をもってその責任を果たしていくことが求められています。

また、多様化する教育行政への市民ニーズや、小中学校をはじめとする90を超える教育機関で発生する課題など、教育委員会が対応し処理すべき事務は増加しています。

こうしたことから、教育委員会機能の充実を図るため、次のことに取り組みます。

（1）教育委員会委員協議会の設置

教育委員が、教育委員会の処理すべき事務にかかる調査、研究を行うなどその活動を充実させるため、教育委員会委員協議会を設置しています。

委員協議会では、次のような活動を行います。

- ・教育にかかる制度改正に対応するための法令等の調査、研究
- ・地域の教育事情把握のための市内の学校・園や社会教育施設等の踏査
- ・教育機関の活動状況把握のための、教育委員会が設置する機関との懇談

（2）危機管理体制の確立について

近年の異常気象への対応をはじめ、災害や事件、事故、感染症の危機の発生に対し、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を確立します。教育機関で多くの方々が学習活動をされており、日々、様々な危機の発生が想定されます。



その被害や影響の軽減を図るため、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理にかかる基本的な取り組み方針を定め、教育施策の推進を図ります。

なお、危機に際しては、甲賀市地域防災計画、甲賀市危機管理計画及び甲賀市国民保護計画を遵守します。

（３）効率的・効果的な組織のあり方について

教育委員会では、これまで「組織のスリム化」と「組織横断的な課題への対応」を目的として、数回の組織改編を行っています。

教育に関する各施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局が所管する分野もあることから、関係部署が組織横断的に連携することとし、特に重要な課題については、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が情報や課題を共有し、課題解決に向けて取り組み効率的・効果的な組織運営を行います。

また、より質の高い教育を市民に提供するため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、活き活きと教育活動が行える元気な職場環境づくりに取り組みます。

2. 関係者の役割分担と連携協力

教育は、多くの関係者の取り組みにより社会全体で担われるものです。

この計画を実りあるものとするためには、個人、学校、家庭、企業、地域等のそれぞれに期待される役割があります。それぞれが役割を果たしつつ、互いに連携・協力し、社会全体でよりよい子どもの育ちを支える環境を整えることで、計画に掲げる施策が強力に推進できることを期待し、オール甲賀で取り組んでいきます。

（１）市民に期待される役割

人生100年を見据えた人生設計により、その人生を充実させるため、生涯を通じて主体的に考え行動することが大切です。また人口減少や家族形態の変化、生活様式の変化で人と社会のかかわりが薄れつつある中で、地域文化の継承や子育てに積極的に関わるなど自ら地域社会に参画し貢献することが期待されています。

（２）家庭に期待される役割

子どもの育ちには、家庭環境が大きく影響します。特に3歳くらいまでの子どもにとっては、保護者から十分な愛情を注がれて育てられることが、とても大切です。

また、保護者自らが、日常生活の中で様々な場面で手本を示し、教えることが大切です。「子どもは親の背中を見て育つ」と言われます。家庭教育において善悪の判断や規則を守るといった社会生活上のルールやマナーを、しっかりと子どもに身に付けさせることが求められています。

家庭とは、子どもに基本的な生活習慣・生活能力や自立心、コミュニケーション能力などを身に付けさせる場であるとともに、子どもに安らぎを与える場でもあります。



(3) 学校の役割

学校は、教育目標が達成できるよう、教育課程を編成し、教科指導を中心としたあらゆる教育活動を通して、基礎的な知識や技能の取得、またそれらを活用するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育むことにより、全ての子どもに、豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」を育成する場です。

また、学校生活を通して、望ましい人間関係の中で集団の一員としての自覚を育て、協働の意義を学びながら、社会生活上必要なルールを習得する場でもあります。

(4) 企業等に期待される役割

企業には、労働時間の短縮、有給休暇の取得や転勤等への配慮など、従業員が、子育てや学校行事に参加しやすい職場環境づくりとともに、従業員を対象とした生涯学習の機会づくりが求められています。

また企業等の協力を得て、小学生の社会見学やものづくり体験、中学生の職場体験実習や社会人講話などの活動を通して、子どもたちが、夢や希望をもち、社会における自分の役割や将来の生き方、働き方等を考え、社会への貢献による自己実現の重要性を学習する貴重な機会となります。

企業等には、そうした教育活動への参加や支援、そして子どもの社会規範意識の向上に資する情報発信を期待しています。

(5) 地域等に期待される役割

地域社会は、幅広い世代の人々が多様な人間関係の中で生活しています。その中で子どもたちは、地域の大人たちの生き様に直接触れ、また、様々な活動の場を通して、大人から子どもへ地域固有の文化が伝承されています。また、子どもは、社会のルールやモラル、マナーも地域の身近な大人の行動や言動に影響を受けながら身に付けていきます。

このような教育機能をもつ地域がその役割を果たしていくためには、地域の人々が率先して協力し合い、連帯意識の醸成を図り、ふるさとの良さを子どもたちに実感させ、安心して遊び、安全に生活できる地域づくりに協働して取り組むことが何より求められています。

また、地域やボランティア団体・NPO等には、専門的知識や技術をもつ指導者をはじめ多様な人材がおられることから、今後、地域と学校がともに高めあい、協働して人づくり、地域づくりに取り組む「コミュニティスクール」や「地域学校協働活動」^[28]に積極的に参画し、支援いただくことを期待します。

3. 市民の意見等の把握と反映

教育委員会は、住民に身近な機関として、市民の意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、事業展開を行わなければなりません。

^[28] 地域学校協働活動：地域と学校が連携協力し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動



この計画の推進にあたっては、事業の立案や実施におけるプロセスから、市民との協働を大切にします。

このため、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、対話を通して市民の意見等を把握し、反映する機会の充実に努めます。

4. 進捗状況の点検と評価

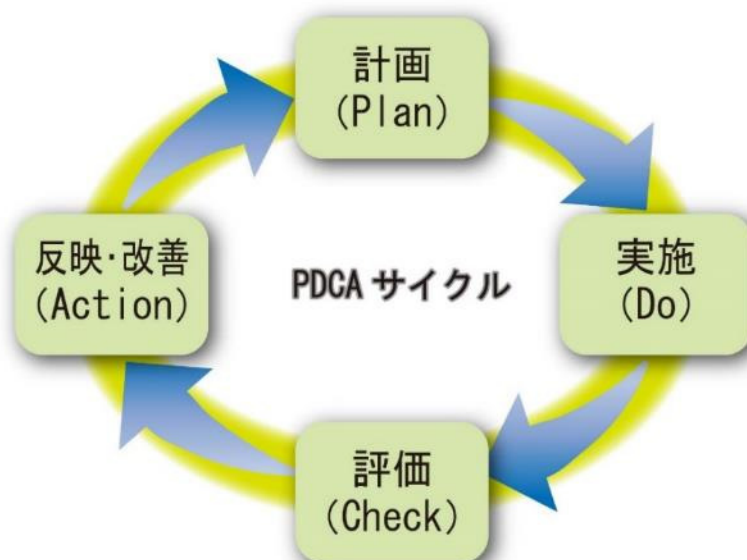
第2章において、本市がめざす教育の姿を実現するための施策の柱を示し、第3章において、今後5年間に進める主な取り組みを掲げました。これらを計画的に効率よく実施するために、まず自らが現状を把握するため、事務事業評価シートにより事業の点検・評価を行います。

さらに、自らが行った点検及び評価の結果について、甲賀市附属機関設置条例第2条の規定に基づく、教育関係者などで構成する「甲賀市教育行政評価委員会」に意見を求めます。その結果により見直し等を行い、翌年度の事業展開に活かすことで、計画を着実かつ効果的に推進し、その結果については公表します。

このように、PDCAのマネジメントサイクルに基づく点検評価システムを導入しており、今後も検証を行い進捗管理を進めていきます。

～PDCAのマネジメントサイクル～

1. **P l a n** (計画・目標の決定)
業務計画及び目標を決定する。
2. **D o** (実施・実行)
計画に沿って業務を行う。
3. **C h e c k** (評価)
業務の実施状況と目標の達成状況进行评估する。
4. **A c t i o n** (反映・改善)
実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する。





5. 計画の見直しと新たな課題への対応

本計画は、今後10年先を見通しつつ、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示し策定しました。

今後においても、全国的な教育制度改革が行われた場合や、再び上位計画である「甲賀市総合計画」が改訂された場合など特段の事由がある場合には、状況の変化に対応し教育施策に適切に反映するため、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直し、その一部又は全部を改訂することもあります。

また、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした市を取り巻く状況の変化に対応するため、計画期間においても、適時適切に新しい課題に対応するための検討を進め、必要に応じて計画を見直し、教育施策への適切な反映に努めます。

6. 安全管理に対する取り組み

(1) 甲賀市青少年活動安全誓いの日

平成19年(2007年)7月31日、市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に深く刻み込まなければなりません。

このことを教訓として、再発防止への強い決意のもと、次代を担う青少年の健全育成に資する安全な野外活動を実施することを誓い、毎年7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めました。

今後も市民、市のあらゆる機関や青少年活動実施団体と連携協力し、この精神が根付いていくよう取り組みを進めます。

(2) 安全管理体制の整備

① 本市危機管理計画に基づく「危機管理個別マニュアル」の整備

市の各部局は、予測される危機に関する未然防止、緊急対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、危機別に危機管理個別マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)を作成しています。

教育分野においては、「不審者対応マニュアル」や「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」等それぞれの個別マニュアルを作成しており、毎年度、連絡体制等の点検及び見直しを行うこととして、事業実施前における事業計画書(下見計画、安全対策計画含む)及び事業執行各段階のチェックシートの作成などが基本項目として盛り込まれており、個別マニュアルを活用し安全対策に取り組めます。



② 職員の責任能力・意識、安全意識、安全管理能力を強化するための研修会等の持続的実施

管理・監督する立場にある職員を対象に、安全管理指導力を強化するための研修を実施します。また、各種団体等の指導者や担当者を対象にした青少年自然体験活動指導者等研修会では、平成19年（2007年）の水難事故事案を教材としながら、自然体験活動実施に際しての安全対策や安全意識の強化を図ります。

こうした研修等を持続的に実施し、市の安全管理体制が機能するよう、管理職及び事業担当者の資質向上に取り組めます。

③ 「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」の設置

本市では、「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」を設置しています。この審査委員会は、市の安全管理体制が人事異動や社会の価値観の変化にも左右されず、ゆるぎないものとして持続的に機能するように、安全管理体制をさらに管理するための体制を整備したものです。

④ まちぐるみ・地域ぐるみの取り組み

本市では、平成24年度（2012年度）から効果的に事故やけがを防ぐ取り組み「セーフコミュニティ」の活動を始め、平成28年（2016年）2月に国際認証を取得しました。

今後も市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、「まちぐるみ・地域ぐるみの取り組み」として、より安心・安全なまちづくりはもとより、地域の「絆」の強化や、地域の活力向上に取り組んでいきます。